

矢板市環境基本計画

令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

令和4年3月

栃木県矢板市



矢板市は、高原山のふもとに広がる自然の恵み豊かな大地のもと、いにしえより先人たちが守り育ててきた優れた自然環境、築いてきた伝統、培われてきた文化や産業により、発展してきました。この自然豊かな環境を保全するとともに、より良い環境を創造していくため、本市においては平成 21 年の「矢板市環境都市宣言」や平成 25 年の「矢板市環境基本条例」制定、平成 27 年 3 月の「矢板市環境基本計画」策定により、各施策に取り組んでまいりました。

他方、近年の地球温暖化による気候変動は、異常気象や風水害を引き起こし、さらには動植物の生態系など地球全体にその影響を及ぼしております。また、これらの環境を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、国は 2050 年カーボンニュートラルの目標実現に向けて、単にエネルギー供給構造の見直しだけでなく、産業構造や国民生活、さらには地域の在り方にも渡る、一大変革に取り組もうとしております。

こうした状況を受け、本市におきましても気候変動対策を含めた環境問題への対応と、新たな環境づくりに取り組むため、令和 4 年度を初年度とする新たな矢板市環境基本計画を策定いたしました。

この計画は、目指す将来像を「人と自然が調和する 環境にやさしい 持続可能なまち」と定め、高原山の麓に広がる豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくために、市民・事業者・市がそれぞれの責務と役割分担のもとに協働し、目標達成に向けて取組を実施していくものです。

皆様におかれましても、本計画の趣旨を御理解いただき、積極的に取組を進めていただくようお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、大変熱心な御議論と御尽力をいただきました「矢板市環境審議会」の委員の皆様をはじめ、数多くの御意見や御提言をいただきました多くの市民や事業者、また本市の未来を担っていく子供たちに心より感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

矢板市長 齋藤 淳一郎

目次

第1章 計画の基本的事項	1
I 環境の将来像と施策の大綱・取組の構成	1
II 計画策定の目的と役割	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の役割と位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画が対象とする環境の範囲と区域	4
5 市民・事業者・市の役割	5
第2章 矢板市の環境	6
I 矢板市の概況	6
II 矢板市の環境と主な課題	11
1 自然環境	11
2 生活環境	15
3 廃棄物	19
4 エネルギー・地球温暖化など	21
5 環境保全活動	24
第3章 環境の将来像の実現に向けて	26
I 環境の将来像	26
II 環境の将来像の実現に向けて	28
1 施策の大綱	28
気候変動に対する取組を進め、地球環境にやさしいまちをめざします	28
生活環境を維持・改善し、一人ひとりが住みよい、快適な環境のまちをめざします	31
生物多様性を保全し、人と自然が共生できるまちをめざします	35
みんなで環境を守り、いきいきと行動するまちをめざします	38
持続可能な地域づくりの検討をすすめます	42
2 施策の大綱のまとめ	43
III 計画の推進と進行管理	45
1 計画の推進体制	45
2 計画の進行管理に向けて	47
3 計画の取組を進めていくための目標指標	48
資料編	53

第1章 計画の基本的事項

I 環境の将来像と施策の大綱・取組の構成

矢板市環境基本計画では、目指すべき目標として「環境の将来像」を定め、それに紐づく施策の大綱（基本方針）と、施策の柱（個別施策）（取組）を定めました。

施策の大綱は環境の保全と創造への取り組みを分野別に定め、施策の柱（個別施策）は施策の大綱に基づく具体的な取組内容を示しています。

II 計画策定の目的と役割

1 計画策定の目的

矢板市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、矢板市環境基本条例（以下、「基本条例」という。）第8条の規定に基づき、地球温暖化など地球規模の環境問題をはじめ、地域の身近な環境問題や課題に積極的に対応し、持続可能な地域社会の構築を図っていくため、

- ① 本市における環境の保全と創造に関する長期的な目標と、
- ② その目標実現に向けた長期的な取組の方針(施策の大綱)を明らかにし、
- ③ 市民・事業者・市が、それぞれの責務と役割分担のもとに協働し、
- ④ 環境施策を総合的・計画的に推進していく

ことにより、基本条例が掲げる基本理念を実現していくことを目的としています。

【基本条例から抜粋】

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、全ての市民が健康で安全かつ安心して文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを維持し、向上させ、かつ、将来の世代に継承することができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、豊かな自然を守り、育て、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、公害等にみられるように、自然の復元力には限界があることを認識し、資源の有効利用により環境への負荷の少ない循環型社会を構築することを目的として、市民、事業者及び市がそれぞれの責任に応じた役割分担の下に、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることを市民、事業者及び市が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 計画の役割と位置づけ

本計画は、基本条例第8条の規定に基づいて、環境の保全と創造に関する目標、施策の大綱、施策を総合的・計画的に推進するために必要なことを定めた本市の環境分野における最も基本となる計画です。

基本条例に掲げられた「施策の基本方針」に沿って、これから進めていく取組の方向を明らかにし、市のさまざまな計画と連携し、環境に配慮した施策や事業を進めていくことにより、矢板市総合計画を環境の視点から支えていきます。

また、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会を実現していくためには、市の取組だけでなく、市民・事業者の環境の保全と創造に関わる取組が必要不可欠です。そのため、本計画は、市民・事業者などが自ら環境に関心を持ち、環境に配慮した暮らしや事業活動を進めていくとともに、協働して環境の保全と創造に関わる取組を進めていくための「道しるべ」としての役割を果たします。

【基本条例から抜粋】

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本方針として、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 放射性物質による汚染などを含む公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境を良好な状態に保つことにより、市民の健康の保護及び市民の快適な住環境の創造に努めること。
- (2) 森林、農地、河川、湖沼、湿地等における多様な環境が後退しないよう適正に保全し、生物の多様性の確保及び人と自然との共生の確保を図ること。
- (3) 地域の特性が生かされた自然景観及び歴史的文化的景観を良好に保全し、人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境の保全及び創造を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の再生利用、自然エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進等により、環境への負荷の低減に資する循環型社会の形成を図ること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等による地球環境の保全に貢献すること。
- (6) 市民、事業者及び市が協働して環境の保全及び創造に取り組むこと。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。

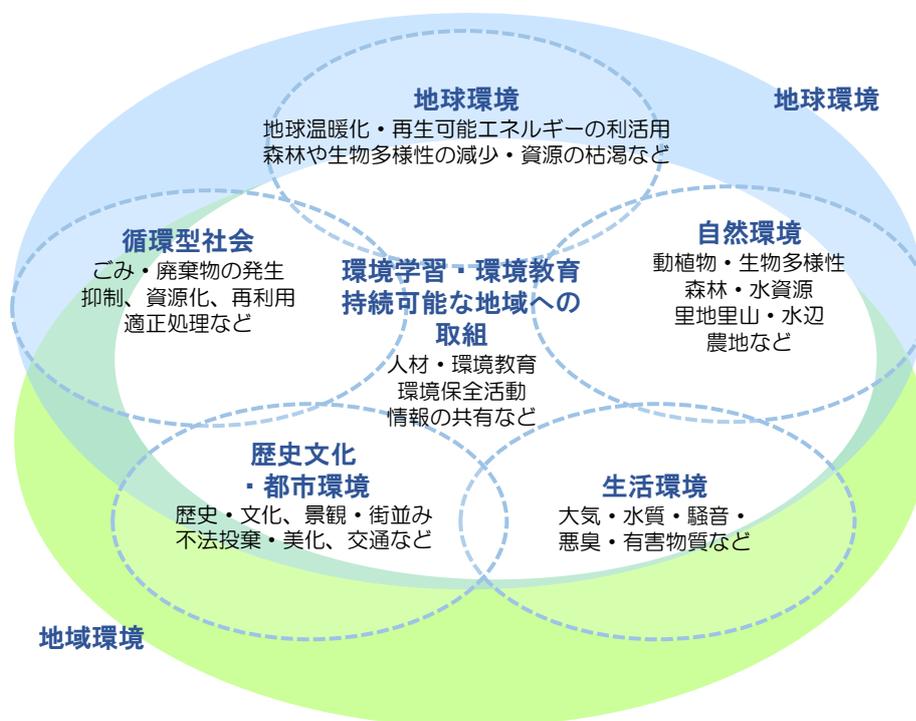
なお、今後の環境や社会情勢などの変化に対応していくため、矢板市総合計画の見直しとの連携を図りながら、おおむね5年を目途に必要な応じて見直しを行っていくものとします。

また、本計画が掲げる施策や事業などの取組について点検・評価を行い、必要に応じて取組内容の見直しを行っていきます。

4 計画が対象とする環境の範囲と区域

(1) 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲(分野)は、次のとおりとし、関連する内容を総合的にとらえていきます。



(2) 対象とする区域

本計画が対象とする区域は、矢板市内全域とします。

ただし、地球温暖化をはじめ、自然環境、大気・水環境、資源やエネルギーの循環は、市域にとどまらず、周辺地域の環境から地球環境とも密接な関係のもとに成り立っているため、環境の保全と創造に関する取組を進めていくに当たっては、必要に応じて関係する自治体との連携のもと、適切な推進に努めていきます。

5 市民・事業者・市の役割

今日の地球温暖化などの地球規模の環境問題をはじめ、大気汚染や水質汚濁といった身近な生活環境問題は、私たちのこれまでのライフスタイルや産業経済活動に起因しています。

このため、本計画が目指す環境の将来像を実現していくためには、市民・事業者・市の各主体が、環境の保全と創造に対する自らの役割を理解し、環境負荷の少ない暮らしや事業活動を実践していくとともに、環境パートナーシップのもと、みんなで協力し合い、環境の保全と創造を積極的に進めていくことが大切です。

なお、本計画でいう「市民」には、市内で環境保全活動を行っている市民団体をはじめ、旅行や仕事、通学による市内滞在者を含むものとします。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活における環境への負荷を減らすように努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・資源やエネルギーの有効活用 ・廃棄物の排出抑制 ・生活排水の水質改善など ○ 一人ひとりが積極的に環境の保全と創造に取り組んでいきます。 ○ 市・地域・市民団体が行う環境保全活動や環境についての学習などに積極的に参加します。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動・再生資源の回収など ○ 市が行う環境の保全と創造に関する施策に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動における環境への負荷を低減させるように努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・公害の防止、自然環境の保全 ・資源やエネルギーの有効活用 ○ 廃棄物の削減に努めるとともに、事業活動により生じた廃棄物を適正に処理します。 ○ 市・地域・市民団体等が行う環境保全活動に積極的に参加します。 ○ 市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に協力します。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域の環境条件に応じた環境の保全と創造に関わる基本的・総合的な施策を定め、計画的に実施します。 ○ 自らが施策を策定し、実施するに当たっては、市域のみならず、近隣の市町を含めた広域的な観点に立ち、優良な環境の保全を優先します。 ○ 市の業務活動に際し、率先して環境負荷の低減に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・資源やエネルギーの有効利用 ・廃棄物の減量など ○ 市民や事業者の自主的な環境保全活動などを支援していきます。

第2章 矢板市の環境

1 矢板市の概況

(1) 市のあらまし

本市は、栃木県の北東部に位置し、東は大田原市に接し、西は塩谷町、南はさくら市、北は那須塩原市に接しています。北西部は八方ヶ原や県民の森などを有する高原山の山麓が広がっており、日光国立公園の一角をなしています。北西部の山地からは連続的に南東方向へ丘陵が発達し、その間を縫うように河川や水田、住宅地など、人の生活圏が広がる環境となっています。

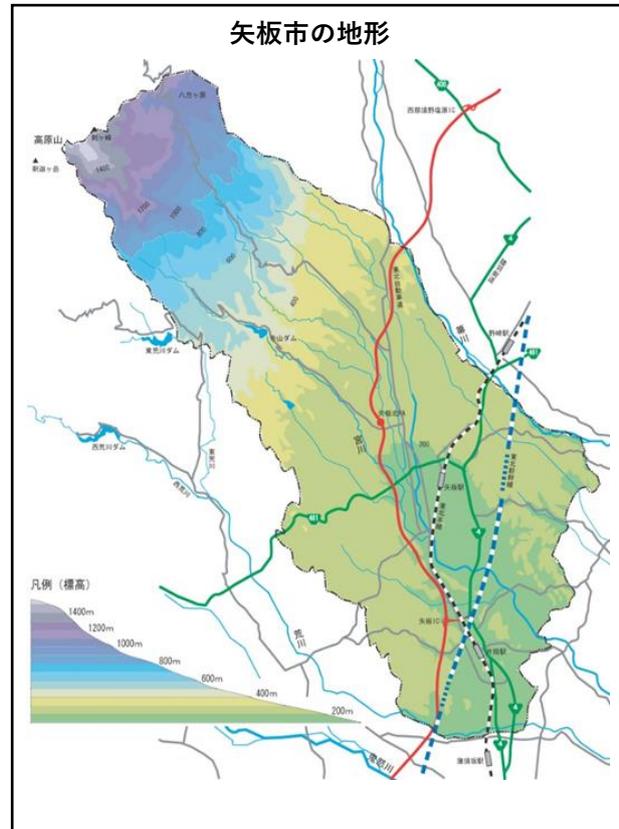
このように本市は三方を山地や丘陵地に囲まれ、肥沃な土壌と内川や宮川などの良好な水辺環境によって育まれた森林や田園の緑に恵まれた自然豊かな都市です。

本市の面積は170.46km²で、東西約11.6km、南北約24.2kmのほぼ長方形をなし、県面積の約2.66%を占めています。標高の最も高いところは、高原山の主要な山頂の一つである剣ヶ峰付近の海拔1,590m、最も低いところは、南端部の乙畑地内の海拔160mです。

矢板市付近は、古くは「しほのや」と呼ばれ、奈良時代から平安時代初期にかけての大和文化と山岳仏教の北限の地であったと考えられています。また、市内各所の高台からは先史時代の遺跡や遺物が数多く出土するほか、古墳群や集落跡も数多く分布しています。

平安時代後期には、現市街地南方の木幡、川崎反町、中地区を中心として「塩谷氏」が興り、豊臣秀吉による改易までの約400年にわたり、塩谷荘33郷を治めていました。江戸時代になると佐倉藩など3藩の領地と20余の旗本知行所に細分化され、この分割統治が明治まで続きました。この間、現市街地を横断して開設された「日光北街道」の間屋、宿場が中心となり、物資集積の地として発展の基礎を築きました。

この地域は明治6(1873)年に栃木県の所管となり、明治22(1889)年の市町村制実施によって「矢板村」、「泉村」、「片岡村」が設置されました。明治28(1895)年矢板村は町制を施行して矢板町となり、昭和29(1954)年12月31日矢板町は旧野崎村大字沢・成田・豊田を編入、翌30(1955)年1月1日に矢板町、泉村、片岡村が合併して矢板町を設置、同年4月1日に旧片岡村大字松島を氏家町に分合しました。昭和33(1958)年11月1日に矢板町は市制を施行し、「矢板市」となり現在に至っています。



(2) 交通

本市は、県都・宇都宮市から約 32km、東京から約 140km の距離に位置しています。交通網について見てみると、首都圏と東北地方を結ぶ東北自動車道、国道 4 号、JR 東北新幹線、JR 宇都宮線などの主要な国土連携軸上に位置しており、都心へは鉄道利用で約 80 分、高速道路利用で約 90 分でのアクセスが可能です。

(3) 気象

気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥の典型的な太平洋岸気候といえます。

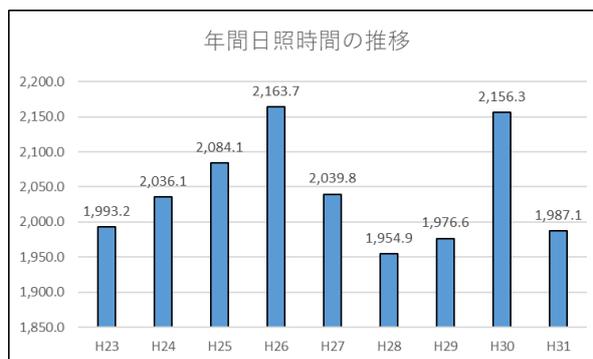
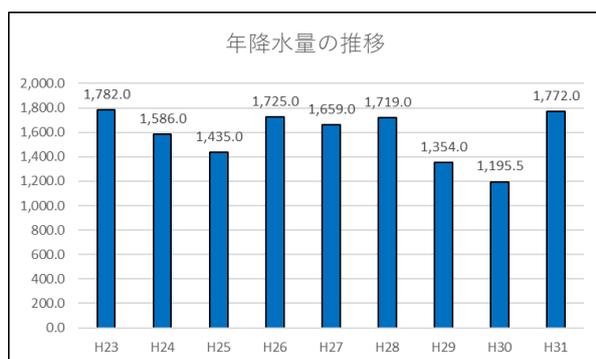
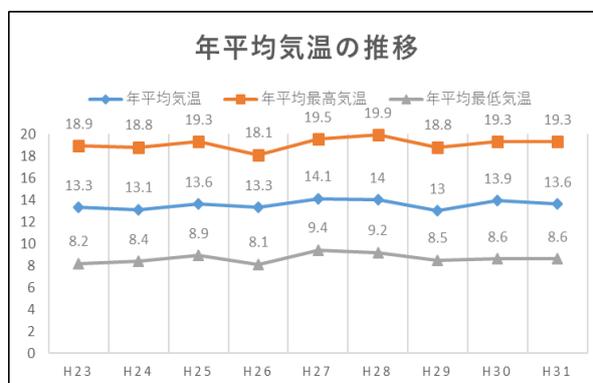
平成 23(2011)年～平成 31(2019)年における年平均気温は 13.5℃、年平均最高気温は 19.1℃、年平均最低気温は 8.7℃となっています。

最近十数年間では、平均気温、年平均最高気温、年平均最低気温ともほぼ横ばい状況となっています。

年降水量は約 1,200～1,800mm と変化が大きく、平成 23(2011)年～平成 31(2019)年の年降水量の平均は約 1,580mm で、平成 13(2001)年～平成 24(2012)の平均約 1,350mm と比べて増加しています。また、平成 23(2011)年～平成 31(2019)年の年間日照時間の平均は約 2,040 時間で、平成 13(2001)年～平成 24(2012)の平均約 1,740 時間と比べて増加しています。平成 24(2012)年以降は 2,000 時間を超える年も多い状況です。



(矢板市都市計画マスタープラン) より

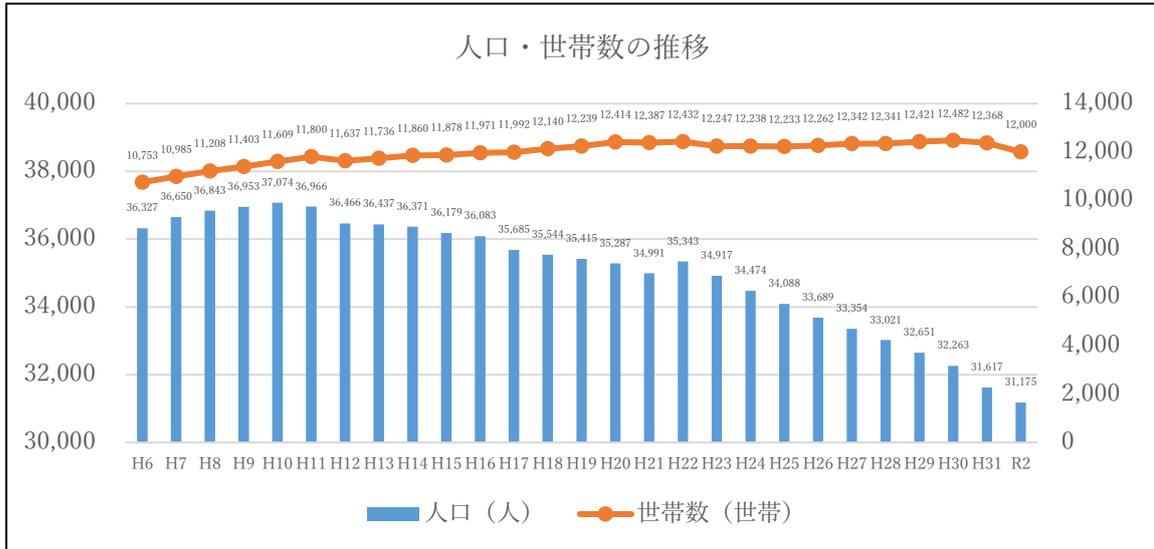


【資料：宇都宮気象台塩谷地域気象観測所（日照時間）、矢板消防署（気温、湿度、降水量）】

(4) 人口・世帯数

人口は、平成10(1998)年の37,074人をピークに減少してきており、令和2(2020)年10月1日現在では31,175人と平成10(1998)年から約16%減少しています。

世帯数は増加傾向が続いていましたが、令和元(2019)年から減少に転じており、令和2(2020)年は12,000世帯となっています。世帯数がピークとなった平成30(2018)年の12,482世帯から3.9%減少しています。世帯当たりの人数は2.6人で、平成10(1998)年の3.2人に比べ、核家族化の進行や単身世帯が増加していると考えられます。

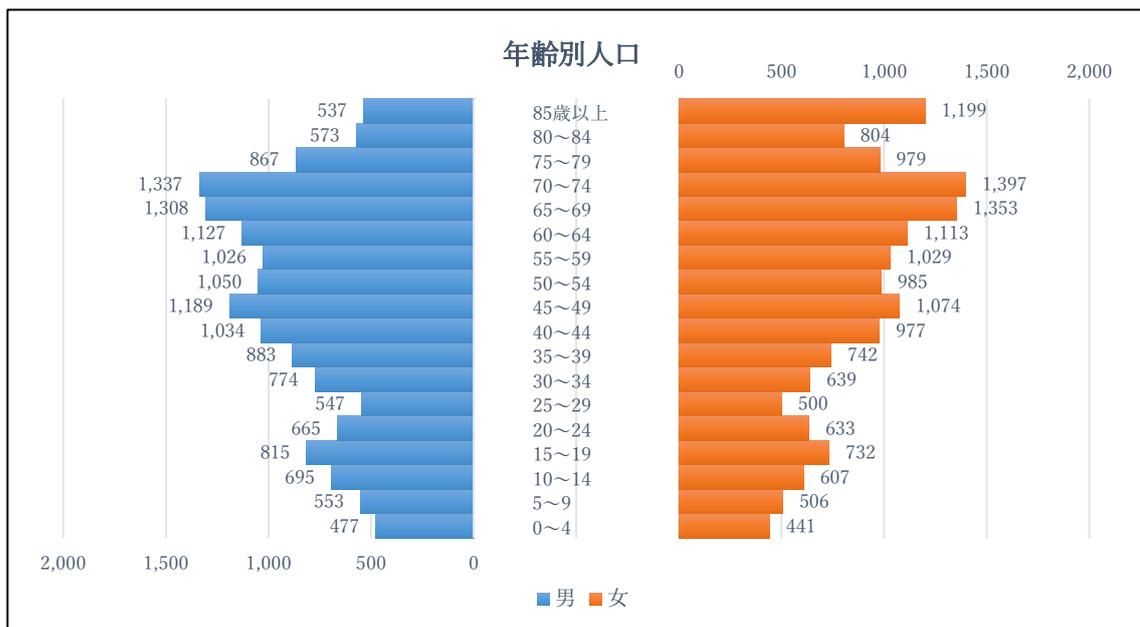


【資料：矢板市統計（H6～R2まで）、栃木県毎月人口推計月報】

令和2(2020)年10月1日現在の栃木県毎月人口調査・年齢別人口調査結果によると、男女とも70～74歳代を頂点に、0～4歳代へと大きく減少しています。

また、65歳以上の高齢者の割合は33.2%、15歳未満は10.5%となっています。

今後、人口の減少と合わせて、高齢化と少子化が一層進むと見込まれます。



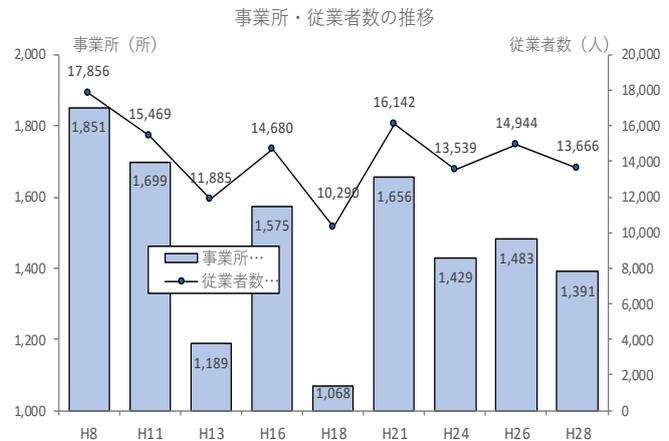
令和2年10月1日現在（年齢不詳は含まない）【資料：栃木県毎月人口調査、年齢別人口調査結果】

(5) 産業

(事業所及び従業者数)

事業所数及び従業者数は減少傾向にあります。平成 28(2016)年は、事業所数は1,391所で、最も多く約27%を占め、次いで宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、建設業、製造業の順で、それぞれ10%前後の割合となっています。

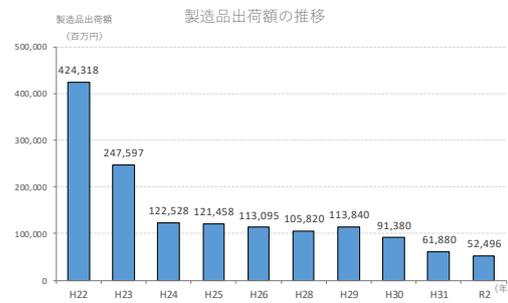
従業者数は、製造業で約3,300人と最も多く、全体の約30%を占め、次いで、卸売・小売業が約17%、医療・福祉業16.5%、建設業と宿泊業・飲食サービス業の順になっています。



(資料：矢板市統計書 H30 年度版)
(資料：H8～H16 は事業所・企業統計調査、H21 は経済センサス基礎調査、H24～H28 は経済センサス活動調査)

(工業〈製造業〉)

工業事業所数は平成 14(2002)年以降減少傾向でしたが、平成 25(2013)年からは横ばいとなっています。工業従業者数は平成 20(2008)年をピークに減少しています。製造品出荷額は東日本大震災の影響などによる減少の後、ほぼ横ばいで推移しましたが、平成 31(2019)年の大手電機メーカーの規模縮小の影響により、再び減少しました。



資料：「栃木県の工業」工業統計調査結果報告書等

(商業〈卸売・小売業〉)

商店数及び従業者数は減少傾向にありましたが、平成 24(2012)年を境に増加傾向となっています。年間商品販売額は、減少傾向となっています。



資料：矢板市統計書

(農業)

農家数及び農家人口は、一貫して減少しています。経営耕地面積は、平成 27(2015)年まで減少してきましたが、令和 2 (2020)年は増加に転じています。

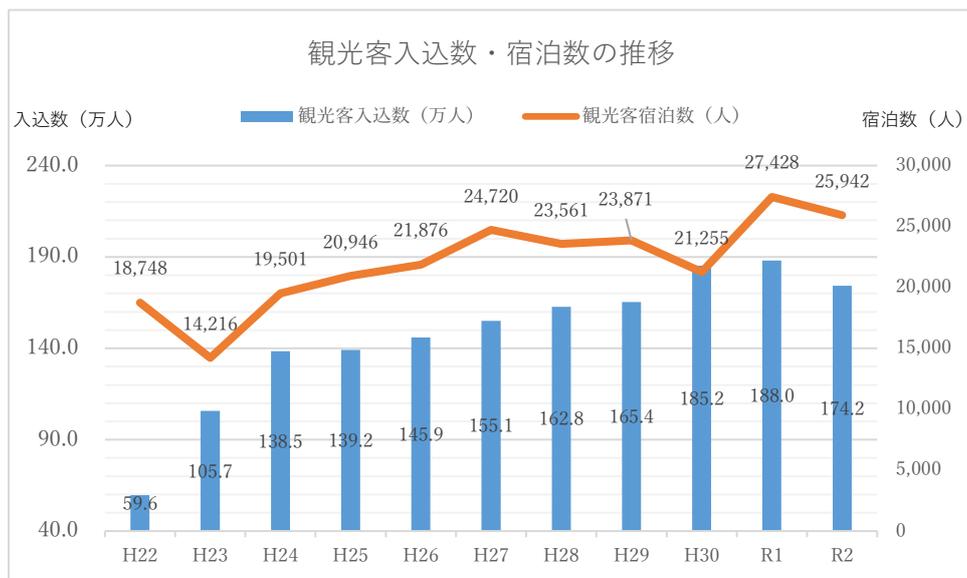
生産品目について見ると、令和 2 (2020)年の販売農家における作物の類別収穫面積 1,849ha のうち、稲が 1,613ha と 9 割近くを占めています。次いで、麦類 126ha、雑穀 63ha、野菜類 31ha、豆類 15ha などとなっています。収穫面積は、全体として減少傾向となっています。



資料：矢板市統計書、農業センサス

(観光)

観光客入込数は、全体的に増加傾向を継続しています。平成 23(2011)年の「道の駅やいた」のオープンなどにより大幅に増加し、その後はとちぎフットボールセンターや観光いちご園の開業、スポーツツーリズムの推進等により徐々に増加しています。観光客宿泊数は、平成 24(2012)年頃から年間 1 万 9,000 人から 2 万 5,000 人の間で推移し、その後キャンプ場や RV パークの開業により約 2 万 7,500 人となりました。しかし、令和 2 (2020)年度は、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響を受け、観光客入込数、観光宿泊数ともに減少しました。



資料：栃木県観光交流課、観光入込数・宿泊数推定調査

II 矢板市の環境と主な課題

1 自然環境

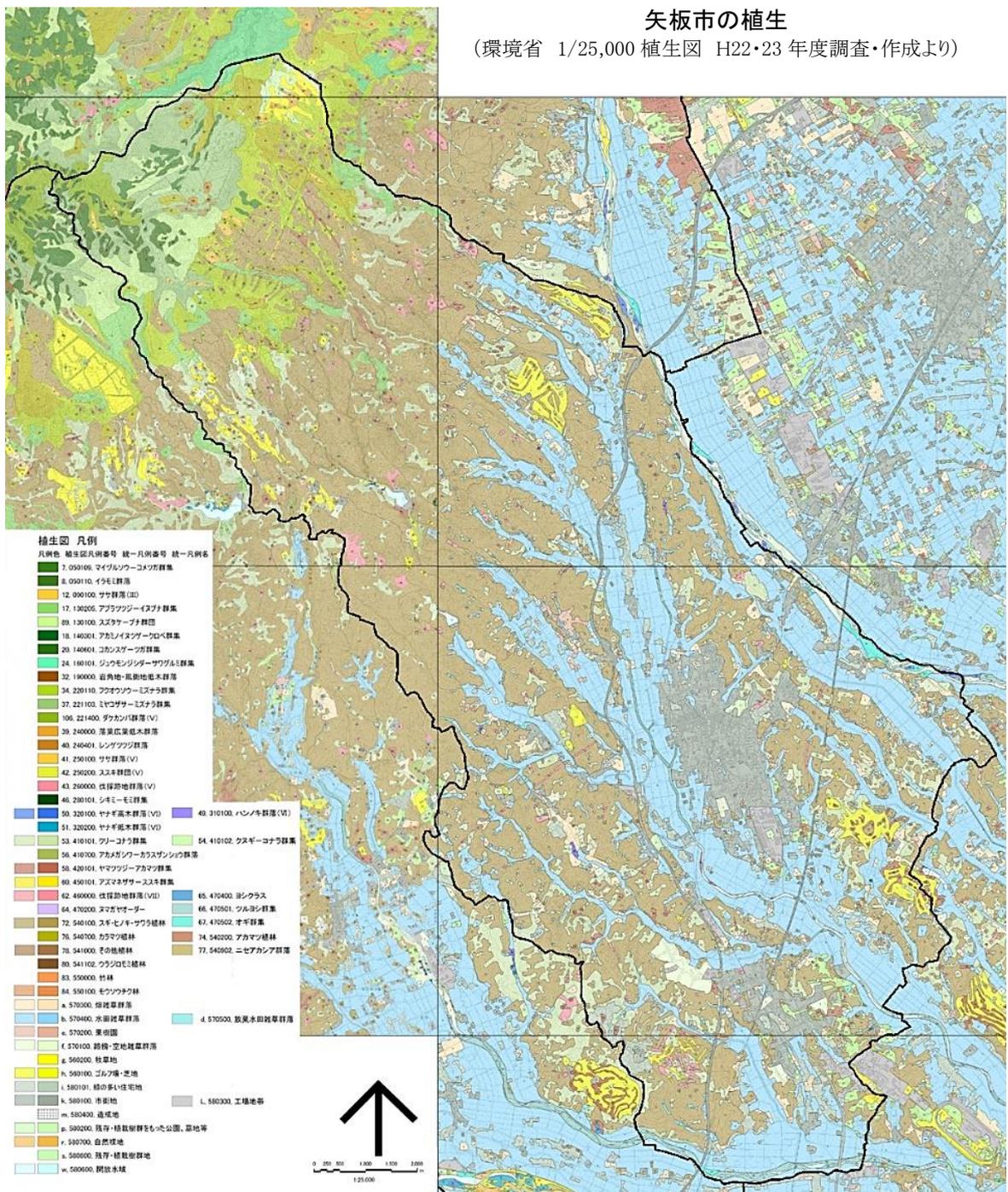
(1) 概況

市には北西部の山地から低地まで多様な自然環境を有しており、それを反映した多様な生物相が存在しています。北西部の山地には森林地帯が広がっており、その大部分をなす高原山の中腹には八方ヶ原や宮川溪谷の清流、おしらじの滝などがあり、自然の宝庫となっています。

- 北西部の高原山や八方ヶ原一帯の約 25 km²は日光国立自然公園の一角を構成しており、第2種・第3種特別地域と普通地域に指定されています。
- 剣ヶ峰山頂付近や八方ヶ原には、亜高山帯針葉樹林(イラモミ群落やマイズルソウ-コメツガ群集)、コケモモ-トウヒクラス域やブナクラス域の落葉広葉樹林の自然植生や代償植生が生育するなど自然度の高い植生が広がっています。
- ブナ・ミズナラなどの天然林が広がる東高原、尚仁沢(塩谷町と一体となった地域)は、自然環境保全地域に指定されています。
- 山麓地や丘陵地の大半はスギ・ヒノキ・サワラ植林地ですが、ヤブツバキクラス域代償植生のクリ-コナラ群集やヤマツツジ-アカマツ群集が点在しています。
- 高原山には、水源の森・百選の「高原山水源の森」が広がり、内川や箒川、荒川の水源地となっています。
- 市域には、自然環境保全地域に指定されている尚仁沢湧水(塩谷町と一体となった地域)をはじめ、倉掛湧水など数多くの湧水が見られます。
- 市域の6割を占める森林の多くは民有林で、スギ・ヒノキ・サワラの植林地からなります。民有林の約3割が保安林で、その9割が水源かん養林となっています。
- 市域には、ケヤキやスギ、イチョウ、カヤ、イラモミジなどの巨樹・巨木林が数多く見られます。巨樹・巨木林は、県や市の天然記念物に指定されているもののほか、社寺林などが数多くあります。昔から信仰の対象として、また故事伝承が伝えられるなど、地域の人々に親しまれています。
- 木幡神社境内林や寺山観音寺境内林は県の緑地環境保全地域に指定されています。
- 本市の特徴的な地形や地質、多様な自然環境を反映し、高原山の景観や噴出物などの地形・地質、植物群落の単一群落や複合群落のほか、種子植物、昆虫類や鳥類、両生類、爬虫類、魚類など、計419種が県のレッドリストに登録されています。
- 魚類の絶滅危惧種¹IA類になっているミヤコタナゴは、関東地方のきれいな湧水が流れる小川に生息する日本特産の魚です。近年は矢板市と大田原市、千葉県のごく一部に生息が確認されているだけで、国の天然記念物に指定されています。

¹ さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している生物の種のこと。

- 山田地区の箒川右岸の崖には、ワシタカ類のチョウゲンボウ繁殖地があり、県の天然記念物に指定されています。
- 泉地区をはじめ、市内にはホタルの生息地が各地で見られ、市では平成 14(2002)年から「ほたるの里づくり事業」を進め、12ヵ所が指定されています。
- 市では水生生物を指標として水質を把握するため、箒川と内川で底生生物を中心とした生物調査を行っています。両河川とも流況や河床の状態など水生生物生息環境は安定しており、年間を通して良好な水質を維持しています。



(2) 自然環境の現状について – 市民意識など –

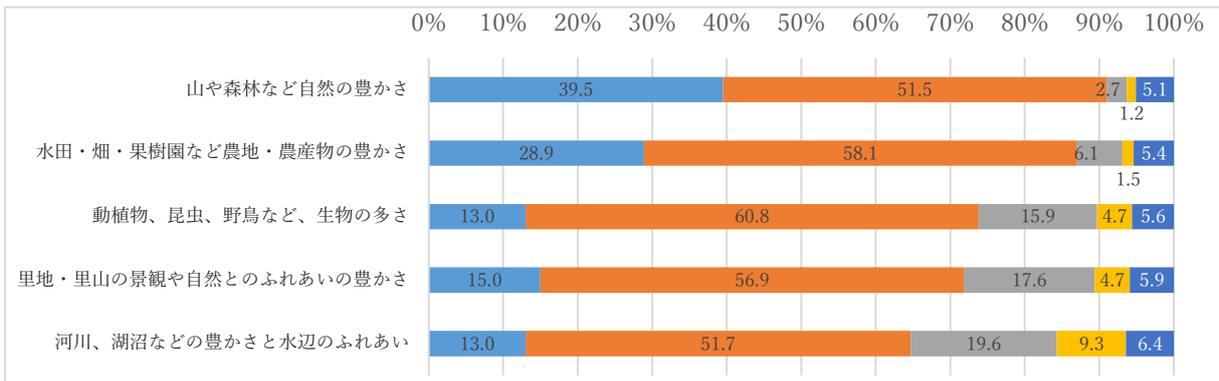
本計画の策定に先立ち、市民、児童・生徒、事業者を対象とした環境意識調査を行い、環境問題についての考え方や、自身が日頃おこなっている取組、市に期待することなどについて集計し、平成 26 年に実施した同様の調査と比較しました。

調査は令和 3 年 12 月 9 日～令和 3 年 12 月 24 日にかけて実施し、無作為抽出した市民 1,000 名と事業者 200 社、市立小中学校の全小学 6 年生および中学 2 年生（514 名）を対象としました。回答率は市民：40.8%、事業者：32%、児童・生徒：88.1%となっています。

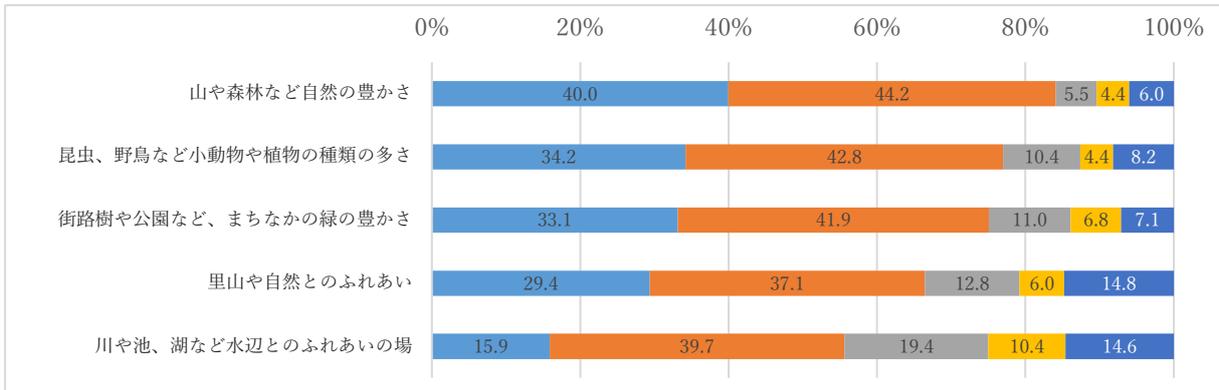
この環境意識調査結果によると、市民、児童・生徒、事業者の 8 割以上が、山や森林などの自然が豊かであると考えています。また、水田・畑・果樹園など農地の豊かさや生物の多様さも豊かであると考えています。

前回のアンケート結果と比べると、全体的に「とても豊かだ・どちらかといえば豊かだ」と答える割合が増加していますが、水資源や水辺とのふれあいについては、市民、児童・生徒、事業者ともにその割合が減少しています。

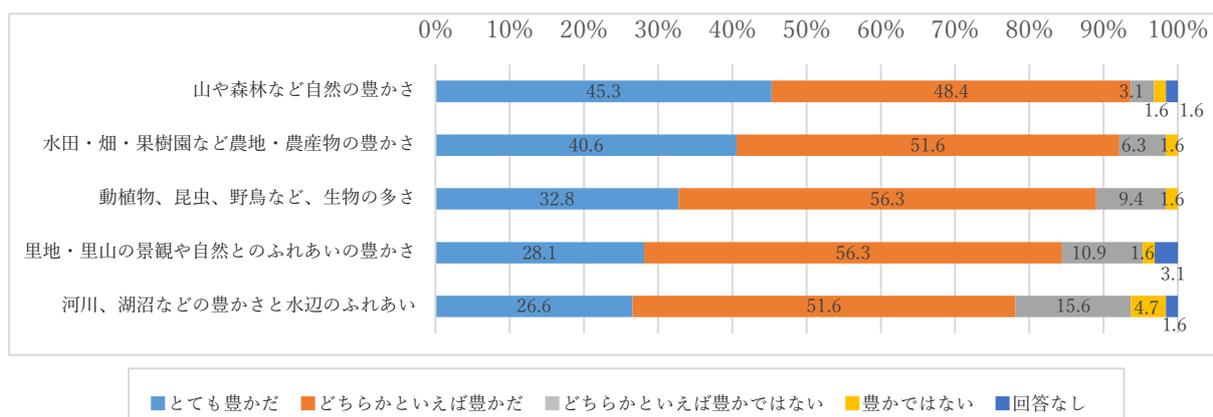
市民



児童・生徒



事業者



【注】市民、児童・生徒、事業者の環境意識調査では、対象により設問内容が少し異なっています。上図では、調査実施時での設問内容をそのまま用いています。なお、児童・生徒においては「わからない」と回答のあったものを凡例の「回答なし」で表しています。これらのことは、以下の表についても同様です。

(3) 主な課題

- 高原山・八方ヶ原・県民の森などの豊かな自然環境や自然景観の保全
- 水源かん養や二酸化炭素の吸収、生物多様性^{*2}保全など、森林の多面的機能の維持と森林資源の活用
- 県や森林組合など関係機関等と連携した森林整備の促進
- 清流や湧水の保全など水源地域としての良好な水環境の確保
- 野生動植物の生息・生育環境や生態系の保全
- 豊かな自然を生かした地産地消や循環型エネルギー利用の推進
- 森林、里山や水辺、農地の保全など、豊かな自然とのふれあいの増進

² あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のこと。

2 生活環境

(1) 概況

大気や水質などの生活環境は全般的に改善傾向にあり良好な状態となっています。一方、微小粒子状物質(PM2.5³)や黄砂、原子力発電所事故による放射性物質、有害化学物質などによる健康への影響など、環境問題への関心が高くなってきています。

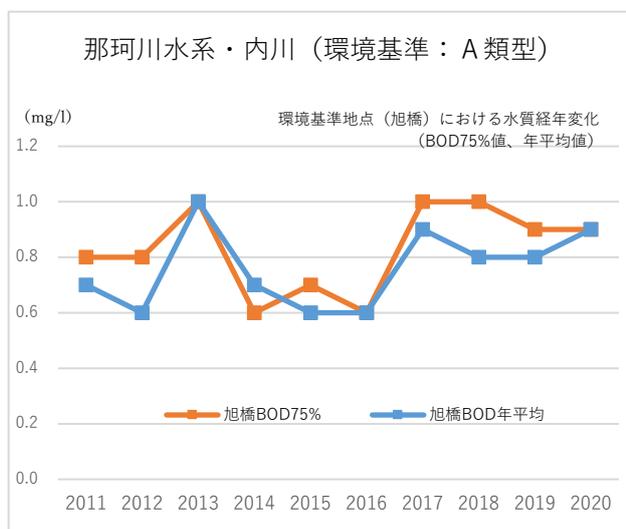
また、ごみの不法投棄のほか、人口減少等による市街地での空き家・空き地問題など、人口減少に伴う社会課題も顕在化してきています。

(大気環境)

- 一般大気環境は光化学オキシダント⁴ (短期的評価)を除く項目で、自動車排出ガスは全項目で、それぞれ環境基準を達成(令和元(2019)年度)しています。
- 平成 21(2009)年に環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)については、県及び市では、県内濃度の 1 日あたりの平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に、県防災メール提供システムや光化学スモッグ情報登録者へのメール配信などにより注意喚起情報を知らせることになっています。
- 有害大気汚染物質については、市内に測定地点はありませんが、令和元(2019)年度では県内全ての地点で環境基準を達成しています。

(水環境)

- 河川水質は内川に環境基準(A 類型⁵)が設定されています。水質の代表指標である生物化学的酸素要求量(BOD⁶)では環境基準を達成しているなど、水質は一定の水準を保っています。
- 生活河川や農業用水の水質については、BOD 濃度が調査年や調査地点によって高い値を示すことがあるものの、数値はおおむね一定の水準となっています。



(資料：栃木県水質年表)

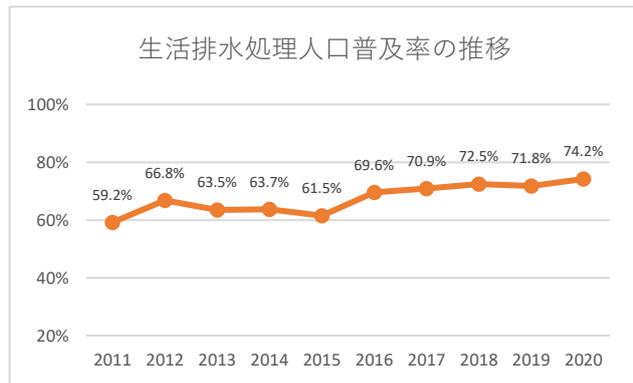
³ 大気中に存在する粒子状物質のうちで粒子の直径(粒径)が2.5マイクロメートル μm 以下の非常に細かな粒子のこと。

⁴ 工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物を主体とする一次汚染物質が、太陽光の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質のこと。

⁵ 河川における生活環境の保全に関する環境基準のひとつ。AAからE類型までの6類型がある。

⁶ 水中の有機物が微生物の働きによって分解されたときに消費される酸素の量で、河川などの汚濁を示す代表的な指標のこと。

- 本市の生活排水処理の人口普及率は令和2(2020)年度で74.2%となっています。地形や土地利用の制約もあり、令和2(2020)年度の公共下水道の普及率は約39%となっていますが、単独処理浄化槽やし尿汲取りから公共下水道や合併処理浄化槽への更新が進んできています。



(資料：矢板市下水道課事務資料)

(土壌・地下水汚染)

- 地下水の汚染として硝酸性窒素や亜硝酸性窒素による汚染が見つかっており、令和2(2020)年度の調査では1地点で環境基準を超えています。
- 土壌汚染については、土壌汚染対策法に基づく区域指定はありません。

(騒音・振動、悪臭)

- 公害苦情処理件数は年度によって苦情内容や件数は異なり、特定の傾向は認められません。平成25(2013)年度～平成30(2018)年度の平均苦情件数は12.6件で、増加傾向にあります。平成30(2018)年度は大気汚染に関する件数が9件、騒音に関する件数が5件などとなっています。

(化学物質)

- 私たちは、食品、自動車、洗剤、化粧品、医薬品などさまざまなところで、たくさんの化学物質を利用して生活しています。化学物質は、その生産、使用及び廃棄の仕方によっては人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがあります。こうした環境リスクを低減させていくため、国により事業所を対象に化学物質排出把握管理促進法(PRTR法⁷)による化学物質の排出や移動の把握を行っています。

(放射性物質による環境汚染対策など)

- 平成23(2011)年の福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境汚染については、身近な生活環境の場を中心に除染対策が進められ、空間放射線量も改善されてきています。また、公共施設等における空間放射線量調査と結果の公開、一般食品(家庭菜園による自家消費野菜など)の検査など、市民生活の安心・安全の確保に努めています。しかしながら、除染に伴い発生した廃棄物の処理や、一時保管している指定廃棄物の処理などが今後の課題として残されています。

⁷ 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく化学物質排出移動量届出制度のこと。

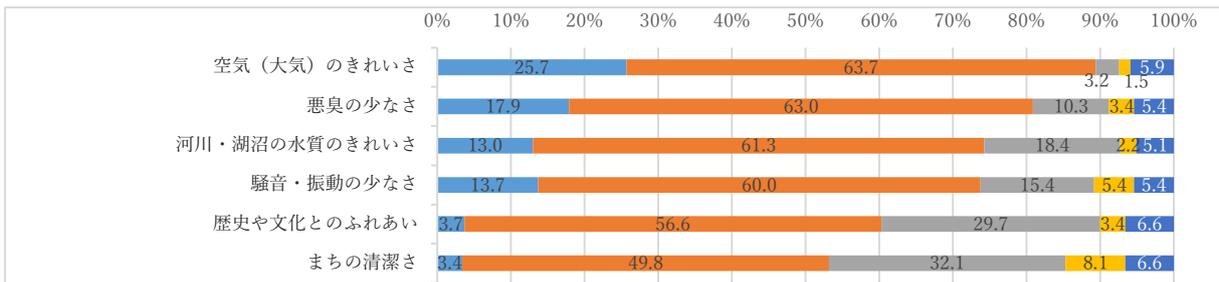
(2) 生活環境の現状などについて - 市民意識など -

環境意識調査結果によると、生活環境に関する満足度では、市民、児童・生徒、事業者とも、空気のきれいさや悪臭の少なさに対する満足度は高くなっています。

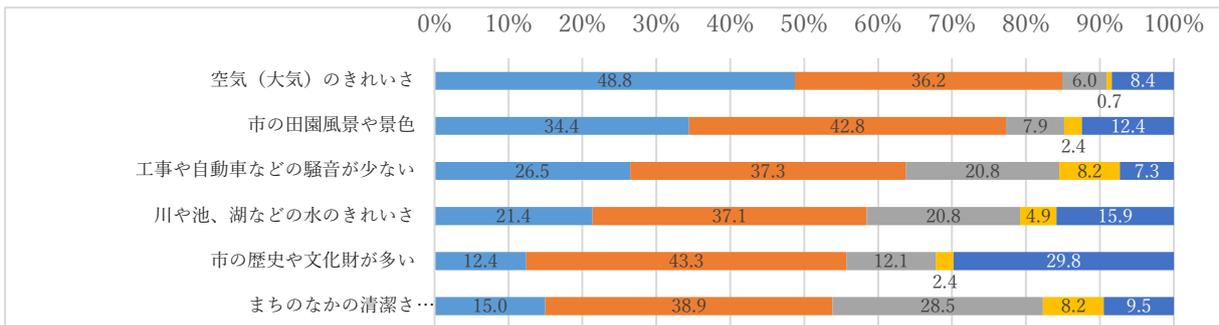
しかし、市民、児童・生徒においては、まちの清潔さ(ごみの散乱や不法投棄など)に対する満足度が、事業者においては、街並みや里地の景観に関する満足度が低くなっています。

前回のアンケート結果に比べると、全体的に「とても満足・どちらかといえば満足」と答える割合が増加しています。

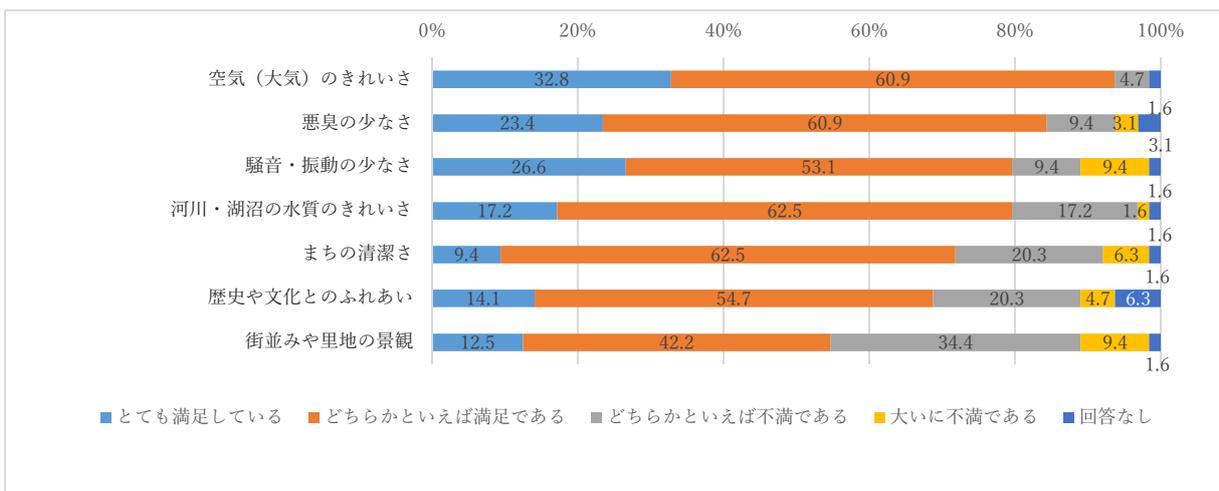
市民



児童・生徒



事業者



(3) 主な課題

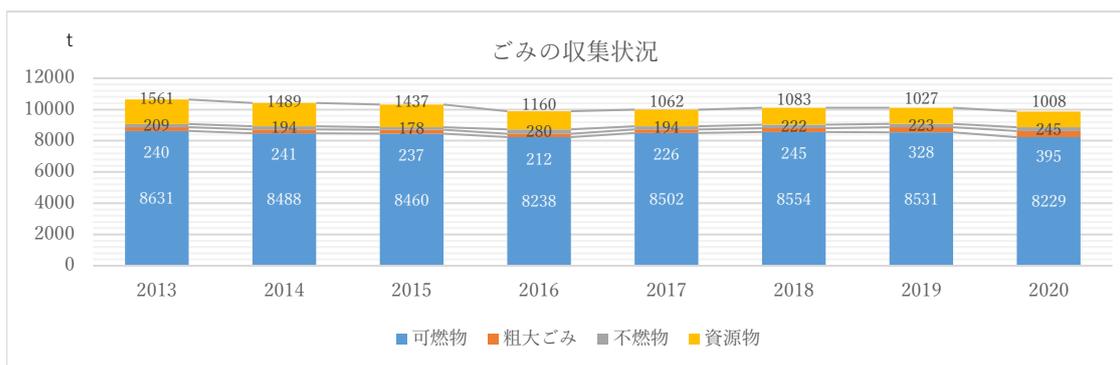
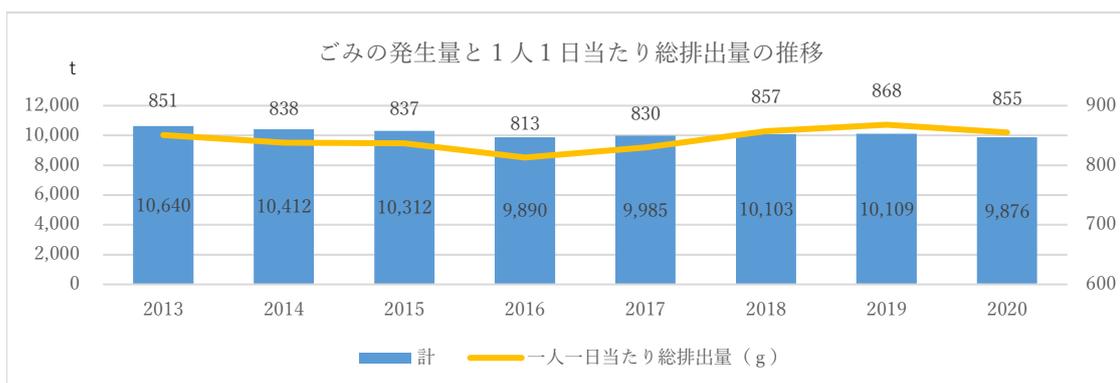
- 良好な大気環境の保全、微小粒子状物質（PM2.5）など大気環境問題への対応
- 水源地域としての河川や水辺の良好な水質の保全、土壌汚染や地下水汚染の防止
- ごみの不法投棄防止や空き家・空き地対策など、生活環境の快適さの確保
- 地域の歴史や文化、文化財の保護・保全、歴史的・文化的環境とのふれあいの向上
- 環境や人にやさしい都市環境の整備

3 廃棄物

(1) 概況

市内のごみの発生量は横ばい傾向にありますが、市民1人1日当たりのごみの排出量は全国平均や県平均を下回っています。市内から排出されるごみは、塩谷広域行政組合により関係市町と一緒に処理を行い、最終処分を民間に委託しています。

- ごみの総発生量は、平成26(2014)年度以降、ほぼ横ばいの状況にあります。
発生種別を見ると、生活系のごみは減少傾向にありますが、事業系のごみは増加傾向となっています。ごみの分類を見ると、可燃物は横ばいの状況です。不燃物、粗大ごみ、資源物は減少傾向が見られ、特に資源物の減少幅が大きくなっています。
- 市民1人1日当たりのごみの排出量は、平成17(2005)年度の871g/人・日をピークに減少し平成22(2010)年度には814g/人・日となりましたが、平成23(2011)年度以降は増加する傾向にあり令和2(2020)年度は854g/人・日となっています。全国平均や県平均に比べて排出量は少ないものの、塩谷広域行政組合を構成する2市2町の中では2番目に多い状況です。
- ごみ処理は、エコパークしおやで可燃ごみの焼却処理、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎処理を行っています。焼却残渣と選別・破碎残渣は民間の最終処分場にて埋立処分（一部の焼却灰は溶融処理）、資源物は民間事業者で資源化しています。
- 平成2(1990)年に建設された塩谷広域環境衛生センターの老朽化に伴い、令和元(2019)年度に新たな処理施設としてエコパークしおやが完成しました。持続可能な社会をめざした新たな循環型社会の構築を図っていくため、ごみ処理のほか、余熱による発電機能、環境学習の機能などを持った施設となっています。



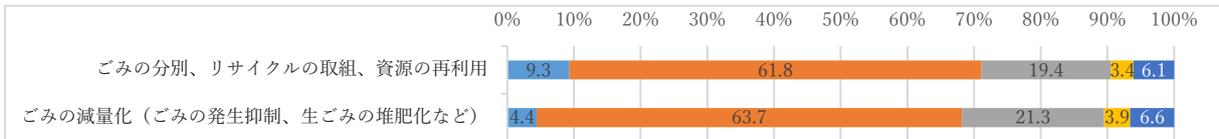
(資料：矢板市統計書・事務資料)

(2) ごみの減量化などについて –市民意識など–

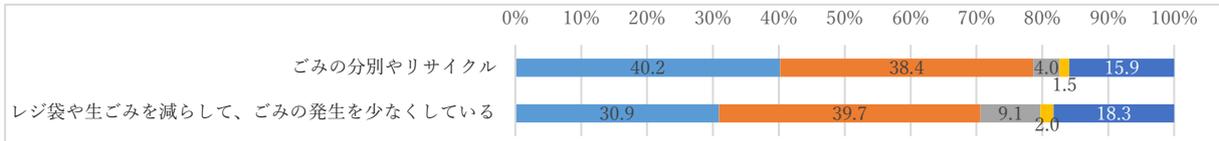
環境意識調査結果によると、市民、児童・生徒、事業者とも、ごみの減量化と適正処理について、「ごみの分別やリサイクルへの取組、資源の再利用」と「ごみの減量化(ごみの発生抑制、生ごみの堆肥化など)」とも満足度はおおむね 70%となり、全般的に高い傾向が見られます。

前回のアンケート結果と比べると、全体的に「とても満足・どちらかといえば満足」と答える割合が増加していますが、事業者における「ごみの減量化(ごみの発生抑制、生ごみの堆肥化など)」の満足度が若干減少しています。

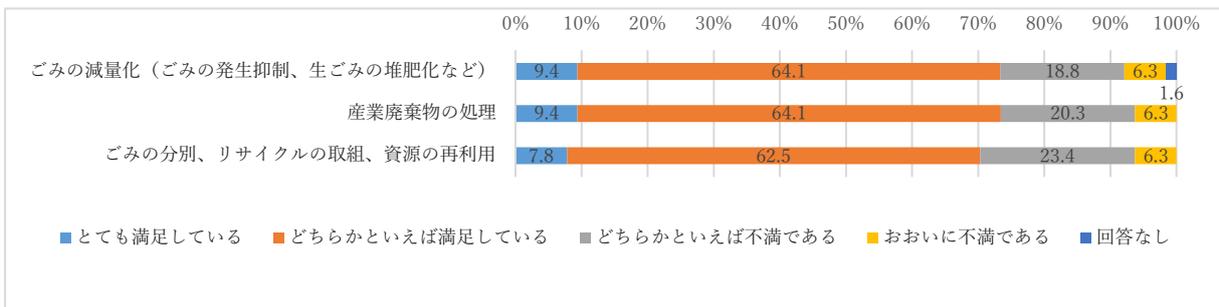
市民



児童・生徒



事業者



(3) 主な課題

- ごみ減量化の一層の推進
- 3 R*⁸ (リデュース・リユース・リサイクル) の推進
- 災害時等の廃棄物対策を含めた、適正な廃棄物処理の推進

⁸ ごみの減量の行動理念であるリデュース(Reduce: ごみの発生抑制)、リユース(Reuse: 再使用)、リサイクル(Recycle: 再資源化)のこと。それぞれの頭文字のが「R」であることから 3R と呼ばれる。

4 エネルギー・地球温暖化など

(1) 概況

今日のゲリラ豪雨や竜巻など異常気象の発生をはじめ、地域の平均気温の上昇などは、地球温暖化に伴う気候変動が大きな要因の一つであるといわれており、地球温暖化対策は地球規模での取組が喫緊の課題となっています。

2015年12月、第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定では、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を2度未満に抑える。加えて平均気温上昇を1.5度未満に抑える努力を追求する」ことなどが盛り込まれました。また、2021年11月の第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）では、「1.5度努力目標」を実現するため努力を追求する旨の目標が明記されました。併せて、各国において脱炭素の取組が加速しており、日本も2050年カーボンニュートラル⁹を目指しています。

● 市域からの二酸化炭素(CO₂)の総排出量(参考値)は、平成25(2013)年度と比べ、平成30(2018)年度は29.2%減少しています。

● 平成30(2018)年度の部門別排出量割合は、運輸部門が約35%、産業部門が23%、業務部門及び家庭部門がそれぞれ20%となっています。

● 産業部門全体の7割以上が製造業からの排出ですが、排出量は大きく減少しています。

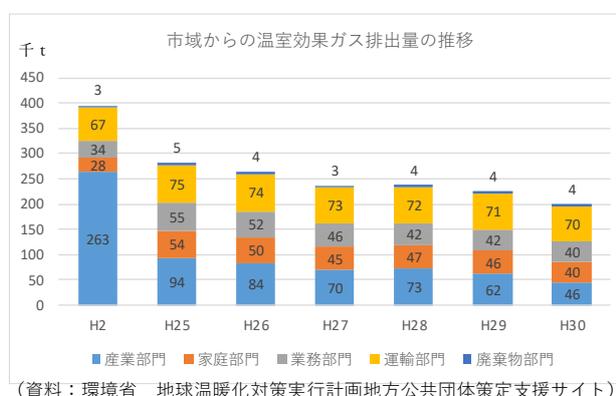
● 運輸部門は全体の約6割弱が自家用車やバスなど旅客自動車からの排出で、貨物自動車からの排出量は4割強となっています。

● 電気も火力発電所などの化石燃料の燃焼により作られていますので、電気を使用することも二酸化炭素の排出量の増加につながっています。

● エネルギー利用状況については、県全体で見ると、電力需要量は近年横ばい傾向が見られるものの、経済・社会情勢と連動し大きく変化しています。

● ガソリンなど石油製品(燃料油)販売量は重油や灯油を中心に平成17(2005)年度以降減少しており、令和2(2020)年度は平成17(2005)年度比40%減少となっています。

● 市内の自動車登録台数は、乗用車は減少傾向ですが、軽自動車の保有台数は増加する傾向にあります。



(資料：環境省「地球温暖化対策実行計画地方公共団体策定支援サイト」)



(資料：栃木県統計年鑑)

⁹ 温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理による吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

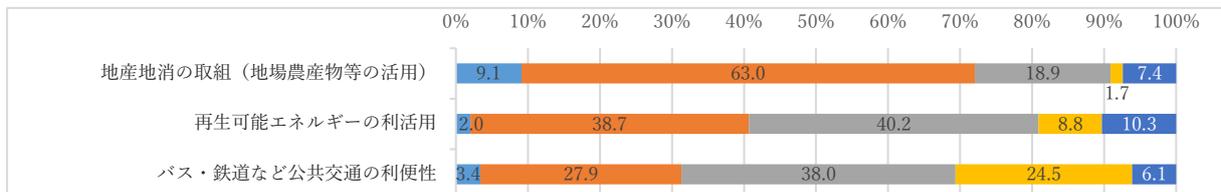
- 年間を通じ日照率が高い本県の特徴から、再生可能エネルギーとして太陽光発電の導入が進められています。本市においては、出力 1,000kW 以上のメガソーラー施設が 10 か所稼働しているほか、産業用の太陽光発電施設の合計出力は約 66,000kW となっています。これは、一般家庭約 13,400 世帯の年間消費電力を賄える出力に相当*10します。

(2) 省エネやエネルギーの有効利用について - 市民の意識など -

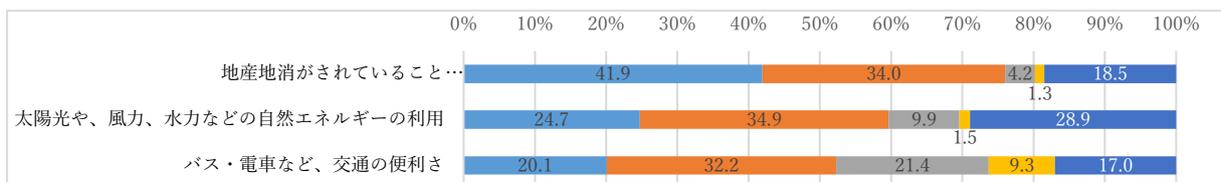
環境意識調査結果によると、市民、児童・生徒、事業者とも地球温暖化問題への関心が高く、再生可能エネルギーを利活用することへの関心も高い傾向が見られます。省エネルギーやエネルギーの有効利用に対する満足度では、地産地消の取組(地場農産物などの活用)が70%前後と高い反面、バス・鉄道など公共交通の利便性と再生可能エネルギーの利活用に対する満足度は30~40%前後と低くなっています。一方で、事業者からの回答では物流の利便性に対する満足度が高くなっています。

前回のアンケート結果と比べると、地産地消の取組(地場農産物などの活用)、再生可能エネルギーの利活用については、「とても満足・どちらかといえば満足」と答える割合が増加しています。一方、特に市民、児童・生徒において「バス・鉄道など公共交通の利便性」の満足度が減少しています。

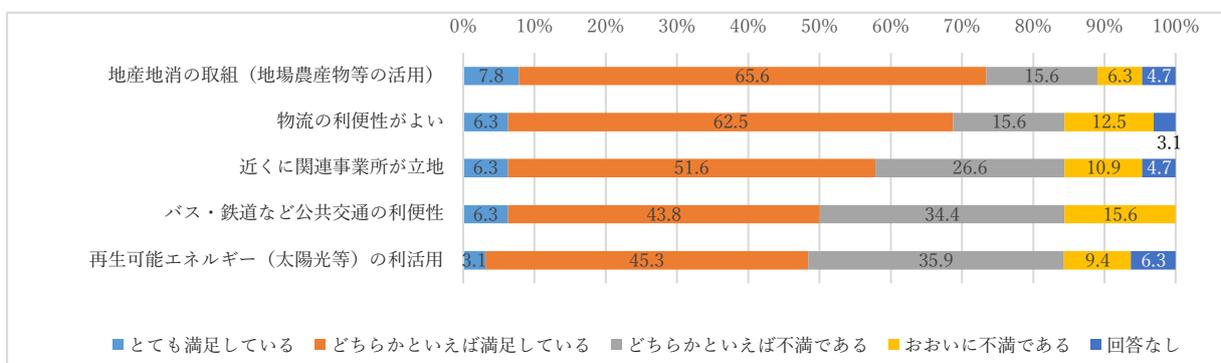
市民



児童・生徒



事業者



*10 太陽光パネルの発電効率 10%、一般家庭の年間消費電力量 4,322kWh で計算。

(3) 主な課題

- 気候変動に関する理解の促進
- 省エネルギーに関する対策や行動、エネルギーの有効利用の促進
- 自立・分散型エネルギー源として、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及と利用の促進
- 環境負荷の少ない低炭素型都市づくりの推進
- 気候変動による影響に適応していくための対策の啓発と推進

5 環境保全活動

(1) 概況

地球環境問題をはじめとする様々な環境問題を解決し、持続可能な社会を基盤とした個性あるまちづくりを進めていくためには、行政のみならず、市民、事業者との相互理解と協働による取組が不可欠になっています。

市では、市民との協働により、豊かで自立した地域社会の実現をめざしていくための基本的な考え方(自治体運営のルール)を示した「矢板市まちづくり基本条例」を平成23(2011)年3月に制定し、時代の変化に対応した個性あるまちづくりを進めていくことにしました。

環境分野においては、環境に関わる社会情勢の変化や課題に市民・事業者・市が一体となって取組を進めていくために、平成25(2013)年6月に「矢板市環境基本条例」を制定し、自然と共生した環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを進めていくこととしました。その後、平成27年3月の「矢板市環境基本計画」の策定、同年11月の「環境文化都市やいた創造会議」の設立などを経て、現在に至っています。

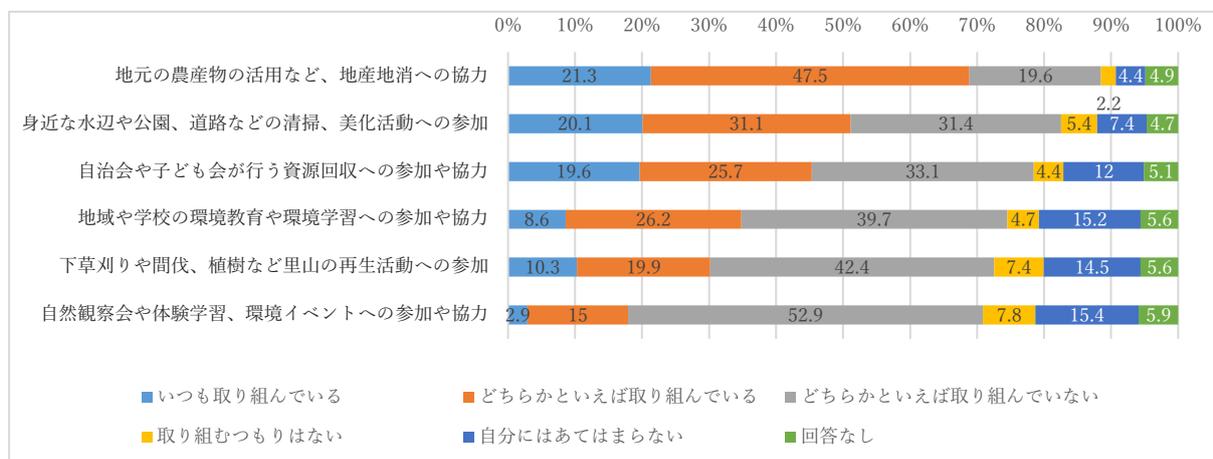
(2) 環境保全活動への参加や協力について - 市民意識など -

環境意識調査結果では、市民の環境保全活動への協力や参加として、地産地消や子ども会などの資源回収に加え、身近な生活空間での清掃・美化活動に取り組んでいます。一方で、環境教育や環境学習、環境イベントなどへの参加や協力は少なくなっています。事業者の回答では、市からの依頼や業務に関連する環境保全活動に協力したいとの考えが多く見られましたが、全体的に低い割合にとどまっています。

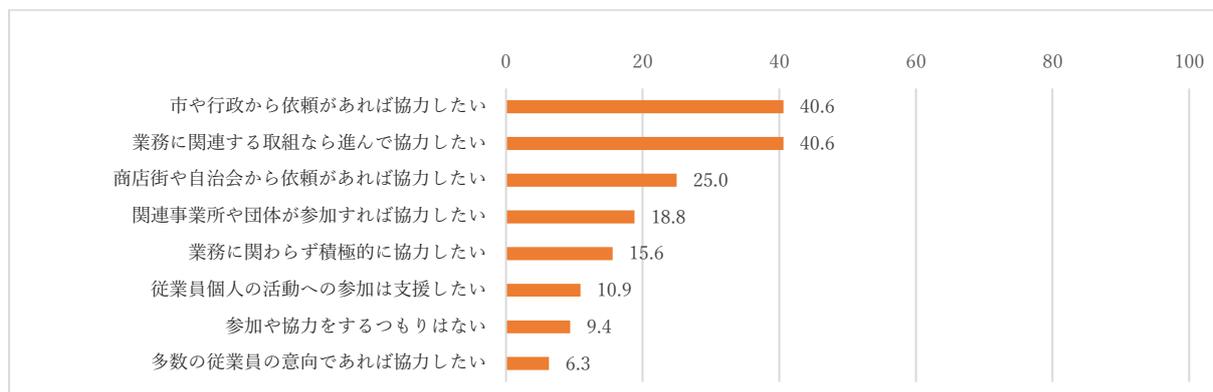
前回のアンケート結果と比べると、市民における「地元の農産物の活用など、地産地消への協力地元の農産物の活用など、地産地消への協力」が増加したものの、「自治会や子ども会が行う資源回収への参加や協力」が約9ポイントの大幅な減少になっています。

事業者の回答では、「市や行政から依頼があれば協力したい・業務に関わらず積極的に協力したい・従業員個人の活動への参加は支援したい」における割合が減少し、前回のアンケートでは0%であった「参加や協力をするつもりはない」が9.4%に増加しました。

市民



事業者



(3) 主な課題

- 環境教育・環境学習の推進とこれらを進める人材や団体の育成
- 環境教育や環境保全活動に関わるきっかけづくり
- 地域における環境教育や環境保全活動の啓発
- 市民・事業者・市の連携による環境活動の推進
- 環境に関する情報や課題の共有

第3章 環境の将来像の実現に向けて

1 環境の将来像

人と自然が調和する 環境にやさしい 持続可能なまち

これは、本計画が目指す、環境の保全と創造に関する取組を進めていくのかを示した長期的な目標です。環境基本条例に掲げられた理念を踏まえ、市民・事業者・市の各主体が自らの役割を果たし、実現をめざしていくうえで共有の将来像として設定しています。

矢板市は、高原山のふところに抱かれ、緑豊かな山麓と丘陵地、里地里山とそこを流れる清流が美しい景観を形成しています。

こうした豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくために、調和のとれた環境の保全と利活用が必要になります。環境を守り、育むことにより自然が持つ多面的機能を維持するとともに、環境への負荷が少ない取組や循環型の社会に関する取組を推進し、持続可能なまちを目指します。

環境の将来像の実現に向けて、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針として次の5つの施策の大綱を定めます。

○気候変動に対する取組を進め、地球環境にやさしいまちをめざします



○生活環境を維持・改善し、一人ひとりが住みよい、快適な環境のまちをめざします



○生物多様性を保全し、人と自然が共生できるまちをめざします



○みんなで環境を守り、いきいきと行動するまちをめざします



○持続可能な地域づくりの検討をすすめます



人と自然が調和する環境にやさしい持続可能なまち

施策の大綱

1 気候変動に対する取組を進め、地球環境にやさしいまちをめざします



2 生活環境を維持・改善し、一人ひとりが住みよい、快適な環境のまちをめざします



3 生物多様性を保全し、人と自然が共生できるまちをめざします



4 みんなで環境を守り、いきいきと行動するまちをめざします



5 持続可能な地域づくりの検討をすすめます



施策（取組）の柱

(1)地球温暖化の防止の推進

(2)気候変動適応対策の推進

(1)良好な生活環境の維持・改善に関する取組の推進

(2)環境美化活動に関する取組の推進

(3)循環型社会の構築と適正な廃棄物処理の推進

(4)歴史・文化環境の保全と良好な都市環境の創造

(1)森林や里地里山の保全と再生

(2)水資源、水辺環境の保全

(3)生物多様性の保全

(1)環境保全活動の推進

(2)環境保全活動の指導者や団体等の育成

(3)環境教育や環境学習の推進、自然とのふれあいの機会の創出

(4)環境文化都市やいた創造会議との連携

(5)環境に関する情報発信の充実

(1)持続可能な地域づくりの推進

(2)未来技術の導入促進

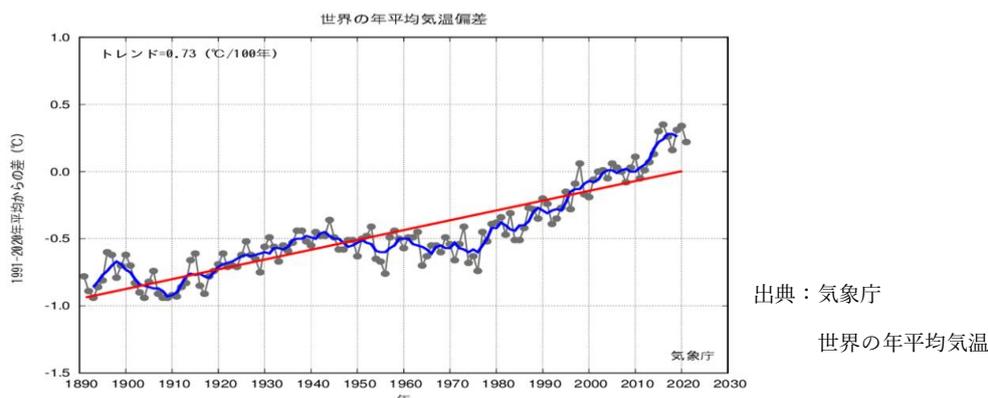
II 環境の将来像の実現に向けて

1 施策の大綱

施策の大綱 1

気候変動に対する取組を進め、地球環境にやさしいまちをめざします

温室効果ガス^{*11}の増加による気候変動は、世界中に様々な影響を与えています。令和3(2021)年8月の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書第1作業部会報告書においても、地球環境に広範囲で急速な変化が現れているといったことや、気候変動が、世界中の全ての地域で、気象・気候の極端現象に既に影響を及ぼしていると報告されています。



国は、これまでの温室効果ガスの排出量低減を主とする取組に加え、「気候変動を不可避なものとして捉え、適応していかななくてはならない」との考えのもと、気候変動適応法を施行し、地方公共団体に、地域に応じた適応策の推進等を求めています。さらに、令和3(2021)年3月に地球温暖化対策推進法を改正し、「2050 カーボンニュートラル」を基本理念に掲げ、気候変動の緩和策と適応策を両輪の関係として、気候変動対策を推進しています。

矢板市の平均気温はここ20年ほど横ばいの状態が続いていますが、日照時間は増加する傾向にあります。また、令和元年の東日本台風などで大きな被害が生じるなど、極端な気象現象のリスクも高まっており、既に生活に直結した影響が生じています。国が目指すカーボンニュートラルの実現のためには、温室効果ガスの排出削減等対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)を幅広く推進し、持続可能な社会を実現する必要があります。

¹¹ 大気中の二酸化炭素やメタンなど太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める効果があるガスのこと。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)が削減対象の温室効果ガスと定められた。

施策1 地球温暖化の防止の推進

▶ 施策の方向

地球の温暖化による平均気温の上昇を抑制することは喫緊の課題であり、これを防止していくためには、温室効果ガスの削減を中心に幅広い対策を行っていく必要があります。そのため、CO₂削減に繋がる省エネルギー化の推進に当たっては、COOL CHOICE*¹²とちぎ県民運動、高効率な省エネ家電への更新促進などの取組に加え、ZEB、ZEH*¹³などの普及促進、エネルギー管理システムの導入に関する検討などを進めます。

また、地域の脱炭素化を進めていくために、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の策定や再生可能エネルギーの導入可能性調査などを実施するとともに、森林の適正管理や整備などにより吸収源対策を進めていきます。

▶ 市の主な施策

① 省エネルギー対策に関すること

- ・ COOL CHOICE とちぎ県民運動との連携
- ・ 高効率な給湯器、空調設備やLED照明及び省エネ家電等への更新の促進
- ・ EV、燃料電池車等の導入の促進
- ・ ZEB、ZEHなどの普及促進、普及啓発
- ・ エネルギーの需給調整システムの導入の促進（蓄電池、ピークシフト、スマートハウス）
- ・ BEMS*¹⁴等の施設エネルギー管理システム導入の促進
- ・ エコ通勤（公共交通機関や自転車の積極的利用等）の促進
- ・ カーボンニュートラルに向けた施策の推進

② 地球温暖化対策地方公共団体実行計画の策定

- ・ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画の策定
- ・ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画に基づく各種施策の推進

¹² CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組のこと。

¹³ ZEB：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

ZEH：Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

外皮の断熱性能を大幅に向上させるとともに高効率な設備システムの導入により、快適な室内環境を実現しながら大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

¹⁴ BEMS：Building Energy Management System（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）

ICT（情報通信技術）を用いて、建物や施設などのエネルギー使用量を管理し、最適化するコンピュータシステムのこと。HEMSは住宅、BEMSは商業用・業務用ビルのエネルギー管理を担うシステム。

- ③ 再生可能エネルギーの導入拡大に関すること
 - ・再生可能エネルギー導入可能性調査の実施
 - ・再生可能エネルギー設置に関する施策の推進
 - ・建築物の屋根や未利用地（遊休農地等）を活用した再エネ発電事業の促進
 - ・太陽光発電を中心とした地産地消システム（オンサイト PPA*¹⁵等）の導入の促進、検討の実施
- ④ 森林吸収源対策に関すること
 - ・間伐や造林等による森林の適正管理の促進
 - ・関係機関等と連携した、木材販路の開拓の促進

施策2 気候変動適応対策の推進

▶ 施策の方向

気候変動による影響は、県内においてもすでに確認されています。市内における気候変動による影響の発生状況やリスクなどを早急に把握するとともに、中・長期的な視点により、それらに対する適応対策の検討・実施を進めていきます。

▶ 市の主な施策

- ①気候変動適応に関する分野別施策の実施に関すること
 - ・分野別（農業への影響や風水害リスクなど）の現状把握、将来への影響及び施策の検討をしていきます。
- ②県や近隣市町との連携強化に関すること
 - ・県や近隣市町などと広域的な連携強化の検討

¹⁵ 発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理した上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組みのこと。

PPA：Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略

生活環境を維持・改善し、一人ひとりが住みよい、快適な環境のまちをめざします

安心できれいな大気、水、土壌・地下水は、住みよい生活環境を支える最も基本的な環境の要素であり、本市では、これらはおおむね良好な状態が維持されています。これらを引き続き保つとともに、騒音や悪臭などの生活型公害・産業公害や、ごみの不法投棄等による景観や治安への悪影響を未然防止していく必要があります。

また、日々発生する廃棄物の削減や循環は大きな課題となっています。本市におけるごみの総排出量は、人口減少に伴い微減傾向ですが、1人1日当たりの排出量は増加傾向にあります。廃棄物は自区内処理の原則があることから、処理施設の維持管理や最終処分先の確保などに直結する課題といえます。そのため、ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進等により排出量を減らし、資源循環型の社会を構築していく必要があります。

一方、住みよい生活環境は景観や歴史・文化、都市空間からも形成されていることから、それらを未来に引き継ぐことも必要です。文化財等の保全のほか、緑豊かでコンパクトなまちの構築など、都市計画分野の各計画と連携し、環境負荷が少ないまちづくりを進める必要があります。

施策1 良好な生活環境の維持・改善に関する取組の推進

▶ 施策の方向

県と連携して、大気汚染の監視、公共用水域の水質調査、土壌・地下水汚染の監視等を行うとともに、光化学スモッグ注意報発令時などの連携を積極的に行っていきます。

一般家庭ごみの野焼きの防止や監視、騒音・振動・悪臭などの公害や苦情の円滑な対応に努めていくとともに、下水道の整備や接続の推進など生活排水処理対策等により河川や水路における一層の水質改善を進めていきます。併せて、有害化学物質等への対応や報告制度に係る啓発等を進めます。

また、原子力発電所の事故による放射性物質の測定と監視等を行っていきます。

▶ 市の主な施策

- ① 大気環境、水質の保全、土壌・地下水汚染の防止等
 - ・ 県との協力による各種環境調査の実施
 - ・ 騒音、水質汚染のモニタリングと情報提供の実施
 - ・ 光化学スモッグ注意報等発令時における早期対応
 - ・ 下水道及び農業集落排水処理の維持管理や接続の推進
 - ・ 水質汚濁防止法対象施設に対する適正管理
 - ・ 合併処理浄化槽の導入促進、適正管理の指導及び普及啓発
 - ・ 土砂の埋め立てや土壌汚染防止のための適正管理
 - ・ 有害化学物質等の報告制度に関する啓発
 - ・ 環境保全の状況等に係る情報の提供
- ② 放射性物質による環境汚染への対応
 - ・ 放射線量の測定と監視（生活放射線と食品）、測定結果の公表

施策2 環境美化活動に関する取組の推進

▶ 施策の方向

廃棄物の不法投棄の監視により、早期発見と撤去を進め、不法投棄のされにくい環境整備を進めるとともに、空き缶などのポイ捨て防止、ペットのふんの放置防止などを啓発することで、清潔で快適なまちづくりを進めます。

また、地域の一斉清掃活動、住まい・事業所周辺などでの自主的な清掃活動といった環境美化活動を支援するとともに、地域における花いっぱい運動の推進など、地域の花や緑、水とふれあえるまちづくりを進めます。

▶ 市の主な施策

- ①不法投棄、ポイ捨て防止等の推進
 - ・ごみの不法投棄防止対策の推進
 - ・ごみのポイ捨て防止やペットのふん等放置の防止
- ②環境美化、清掃活動の推進
 - ・地域の一斉清掃などの環境美化活動の推進
 - ・地域の花や緑、水とふれあえるまちづくりの推進

施策3 循環型社会の構築と適正な廃棄物処理の推進

▶ 施策の方向

廃棄物の発生や処理に関する理解の促進、ごみの発生抑制や減量に向けた再利用、資源化の推進など、ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発を進めるとともに、レジ袋の削減やマイバックの持参による商品の過剰包装の抑制などを進めます。

塩谷広域行政組合と協力し、適切な廃棄物処理や資源の分別回収を進めるほか、高齢化社会における資源回収や収集体制の在り方の検討、廃食用油やプラスチック包装容器の資源化、小型家電リサイクルの推進など各種リサイクル法に基づくリサイクルを促進します。また、家庭や事業所から排出される廃棄食物、剪定枝・間伐材などをバイオマス資源として有効活用するための検討を行います。

また、産業廃棄物の減量・ゼロエミッション化の普及と適正な処理・処分の徹底を促進するとともに、県の産業廃棄物処理対策と連携・協力し、産業廃棄物の排出事業者等への立ち入り調査と指導に努めます。

▶ 市の主な施策

- ① 3Rの推進によるごみの発生抑制と資源化の推進
 - ・3Rの普及啓発
 - ・レジ袋の削減及びマイバック持参の促進

- ② ごみの収集体制の充実と廃棄物の広域処理の適切な推進
 - ・塩谷広域行政組合と一体となった廃棄物処理等体制の取組推進
 - ・分別の推進と資源回収の効率化、収集運搬体制の充実
 - ・廃棄物バイオマスの発電・熱利用の促進
- ③ 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ・産業廃棄物のゼロエミッション化の促進
 - ・産業廃棄物の排出事業者や処理業者への立ち入り調査と指導

施策4 歴史・文化環境の保全と良好な都市環境の創造

▶ 施策の方向

市内に引き継がれてきた伝統芸能や祭り、民話など無形文化財、史跡や天然記念物、歴史的建造物など有形文化財の保護をしていきます。併せて、歴史的、文化環境に関する環境学習の推進やこれらを活用したまちづくりを推進していきます。

また、環境負荷の少ない環境と人にやさしいまちづくりを進めるため、市街地の緑化や地域の花を生かした沿道や水辺の花づくりの推進、空き家・空き地対策の推進をしていくほか、歩道や広場などの快適な歩行環境の確保などにより豊かな都市環境、コンパクトシティなど都市機能の集約等による低炭素型社会を構築していきます。

▶ 市の主な施策

- ① 歴史・文化環境の保全
 - ・文化財など歴史・文化環境の保全とこれらを活用したまちづくり
- ② 良好な都市環境の整備
 - ・市街地の緑化の推進
 - ・空き家・空き地対策の推進
 - ・まち歩きやサイクリングを楽しめる環境にやさしいまちづくり
 - ・コンパクトシティの推進と環境にやさしい交通体系の構築

生物多様性を保全し、人と自然が共生できるまちをめざします

私たちは、日光国立公園の一角をなす高原山と、その山麓や丘陵地に広がる里地里山の豊かな緑と水、そこに生息・生育する多様な生物などの自然環境から、様々な恵みを受けています。

北西部の山間部は林業生産の中心地として利用されているほか、生活圏にも近い里地里山は、林業生産だけでなく自然環境の保全、良好な景観の形成のほか伝統文化の継承、住民にやすらぎや潤いを与える憩いの場などさまざまな機能があります。しかし、一部地域においては農林業従事者の減少などによって遊休農地の増加や鳥獣被害が見られる状況です。

そのため、生物多様性に配慮しながら森林や里地里山といった自然環境を保全しつつ、適切な利用を図っていくことが必要です。

施策1 森林や里地里山の保全と再生

▶ 施策の方向

市の森林資源構成を踏まえ、水源かん養機能、山地災害防止機能や土壌保全機能、快適環境形成機能など、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森林づくりを目指します。また、広葉樹林・水源林が多く存在する地域であるため、生物多様性やレクリエーション機能、文化機能に配慮した森林整備を進めます。森林整備に当たっては、森林組合など関係機関等との連携をより一層強化するとともに、森林環境譲与税などを活用していきます。

里地里山においては、主要な産業である農業を中心として、日本型直接支払事業の推進や農業振興地域整備計画等に基づく適切な土地利用の推進、環境保全型農業の推進、とちぎの元気な森づくり県民税事業の活用などにより、農村環境を保全するとともに、里地里山の豊かな自然環境を形成・維持し、「農業・農村の有する多面的機能」の維持・確保の支援に取り組みます。また、遊休農地の把握や利活用の検討、鳥獣被害防止計画に基づく対応や対策を進めていきます。

▶ 市の主な施策

- ① 森林の適切な維持管理と森林資源の有効活用の促進
 - ・ 県や森林組合と協力した所有者に対する森林整備の啓発促進
(森林の計画的な保全と育成)
 - ・ 森林の適切管理のための林道等の整備
 - ・ 森林を活用したふれあいや体験の場の設置
 - ・ 森林環境譲与税の活用
 - ・ 林産物の利用促進
 - ・ 森林保全の意識啓発
- ② 農地を含めた里地里山の保全
 - ・ 里山林などの適切な管理の啓発促進
 - ・ 農産物の地産地消の推進
 - ・ 農業振興地域整備計画等に基づく適切な土地利用の推進
 - ・ 憩いの場、レクリエーションの場としての活用促進
 - ・ 遊休農地の把握と有効活用に関する検討
 - ・ 遊休農地での農地再生の推進
 - ・ 環境にやさしい農業の促進
 - ・ 鳥獣被害対策の推進

施策2 水資源、水辺環境の保全

▶ 施策の方向

矢板市水環境保全条例などにに基づき、森林の整備等を通じた水源地の保護、水源かん養機能の維持を図るとともに、河川や湖沼の良好な水循環機能を保全していきます。また、水源地や河川など水辺の自然環境の保全、河川における散策路や緑化など親水空間の整備と管理、美化活動の推進、流入する水質の改善などにより、水辺の親水性を向上するとともに、多様な野生動植物が生息、生育する環境の保全と向上を図ります。

▶ 市の主な施策

- ① 水源地や湧水、河川・湖沼などの良好な水環境の保全
・河川愛護活動の推進
- ② 生物多様性に配慮した多自然型の水辺づくりの促進
- ③ 水辺の親水空間の整備や保全

施策3 生物多様性の保全

▶ 施策の方向

森林や里地里山の多様な生物の保護を行っていくため、環境文化都市やいた創造会議の活動や地域における農地・水保全管理の活動を通じた生きもの調査の実施や、これらをまとめた生態マップの作成、情報発信などを進めます。また、絶滅危惧種に指定される天然記念物のミヤコタナゴなど希少な動植物を含め、地域の生態系の保護保全活動を進めていきます。

▶ 市の主な施策

- ① 地域の生息生物等の調査と情報の発信
・地域の生きもの調査と生態マップなどの作成・情報発信
・希少な動植物の保護保全活動の推進
- ② 特定外来種対策の推進
・県と協力した特定外来種対策の推進

みんなで環境を守り、いきいきと行動するまちをめざします

複雑化、広域化した環境問題に対応していくためには、市民・事業者・市それぞれが自分たちの生活や事業活動を通じて、環境に対してどのような影響を与えているかということを認識することが必要です。市民、事業者、市など各主体が相互に協力し、環境負荷の少ない、持続可能な社会を構築していく必要があります。

また、環境に関する現状認識については、第2章で示したアンケート結果のとおり様々な考え方がありますが、将来を担う子ども達の視点等も踏まえた中で、より良い環境を形成していくことが大切です。

そのため、環境について「学び・知る」環境教育や環境保全活動への参加を通して、環境問題や環境情報の共有を図るとともに、環境に関する交流を深めることにより、それぞれが環境に対する意識を高めていく必要があります。これらの環境教育や環境保全活動を推進するため、人材やボランティアの育成を図っていく必要があります。

市では、これらの環境に関する協働の取組や人材育成を実現していくため、市民・市民団体・事業者の協働ネットワークとして、平成 27(2015)年度に「環境文化都市やいた創造会議」が設立され、各種活動を行っています。

施策1 環境保全活動の推進

▶ 施策の方向

環境保全活動に対する理解を深めていくため、行政区やボランティア団体、事業者や学校など身近な空間における環境保全の取組を支援していきます。また、これらの活動に関する情報発信を進め、環境保全活動への参加を促していきます。

▶ 市の主な施策

- ・行政区や河川愛護会などとの協力
- ・各種ボランティア団体との協力
- ・環境美化を行う事業者や学校、各種団体の支援
- ・環境家計簿の活用

施策2 環境保全活動の指導者や団体等の育成

▶ 施策の方向

地球温暖化防止活動推進員、生物多様性アドバイザーなど県の人材育成事業との連携を図るとともに、市民の環境教育や環境学習、環境保全を先導する環境リーダーを育成し、その活動を支援していきます。また、市内で環境保全活動などを進める市民団体などと連携し、森林や里地里山などで活動する環境団体の育成を図っていきます。

▶市の主な施策

- ・地域で環境教育や環境学習、環境保全活動を行う人材や団体の育成

施策3 環境教育や環境学習の推進、自然とのふれあいの機会の創出

▶ 施策の方向

環境教育や環境学習、環境保全活動に対する理解を深め、家庭や職場での環境学習や環境保全活動への参加や支援に努めていきます。また、環境教育教材や環境学習教材の充実を図り、ESD¹⁶など新たな視点にも留意していきます。

自然や文化財などを活用した事業を行うことにより、自然とのふれあいの機会を創出していきます。

▶ 市の主な施策

- ・自然観察教室、生きもの調査や環境講座の実施
- ・環境教育教材の充実
- ・学校における環境教育の充実
- ・自然を活用したふれあいの機会の創出

施策4 環境文化都市やいた創造会議との連携

▶ 施策の方向

環境に関する人材育成や体験学習の実施に当たっては、市民・市民団体・事業者の協働ネットワークである環境文化都市やいた創造会議と協力・連携し、幅広い市民や事業者の参加を図るとともに、環境の保全及び創造に取り組んでいきます。

▶ 市の主な施策

- ・環境に関する人材の育成
- ・環境に関する体験学習の実施
- ・生きもの調査の実施

¹⁶ ESD：Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）

気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を目指して行う学習・教育活動のこと。

施策5 環境に関する情報発信の充実

▶ 施策の方向

市域の生活環境や自然環境等の状況を発信するとともに、環境に関する人材、講座情報などを提供していきます。

▶ 市の主な施策

- ・環境に関する情報の発信

持続可能な地域づくりの検討をすすめます

▶ 施策の方向

近年の環境問題は複雑化し、経済・社会といった分野と相互に密接に関連しています。国の第5次環境基本計画では、今日の複雑化する環境・経済・社会の課題等を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方を活用した「地域循環共生圏^{*17}」が提唱され、また、全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す「Society5.0」など、新たな考え方、取組がでてきています。

今日の環境問題に対応し、魅力的な地域を作っていくために、これらの考え方や取組を含め、特定の環境分野に関する課題に対してアプローチするだけでなく、複数の要素を勘案しながら課題の解決を検討していく必要があります。

そのため、次の取組や技術に関する情報収集、今後の施策立案に向けた研究等を行います。

▶ 市の主な施策

施策1 持続可能な地域づくりの推進

- ・ 地域の特性に応じた持続可能な取組の検討
- ・ 地域の脱炭素化に向けた取組の検討
- ・ 地域エネルギー管理システム（CEMS^{*18}等）の研究

施策2 未来技術の導入促進

- ・ 未来技術の導入による環境保全の取組の研究・検討

¹⁷ 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。国の第5次環境基本計画で提唱された。

¹⁸ CEMS：Community Energy Management System（コミュニティ・エネルギー・マネジメント・システム）
地域やコミュニティ内における太陽光などの再生可能エネルギーを含む発電所での電力供給量と家庭やビルなどの電力需要を総合的に管理するエネルギー管理システムのこと。

2 施策の大綱のまとめ

人と自然が調和する環境にやさしい持続可能なまち

1 気候変動に対する取組を進め、 地球環境にやさしいまちを めざします



気候変動は、地球環境に広範囲で急速な変化、気象・気候の極端現象などに影響を及ぼしており、本市においても日照時間の増加や台風による被害などが出ています。

これまでの温室効果ガスの削減を中心に幅広い対策（緩和策）とともに、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を幅広く推進していきます。

2 生活環境を維持・改善し、 一人ひとりが住みよい、 快適な環境のまちをめざします



きれいな大気や水、土といった生活環境を支える要素を良好な状態に維持するとともに、騒音や悪臭、ごみの不法投棄といった景観や治安への影響を未然に防いでいきます。

また、3R（リユース、リデュース、リサイクル）推進等によりごみの排出量を減らし、資源循環型の社会を構築していくとともに、まちの景観や歴史・文化、都市空間を生かした暮らしやすいまちの構築をめざしていきます。

3 生物多様性を保全し、 人と自然が共生できるまちを めざします



高原山とその山麓に広がる緑豊かな里地里山の自然を有し、その多様な自然環境から様々な恵みを受けています。

自然環境を守り、育て、活用していくことにより、森林や里地里山が持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう取り組むとともに、適切な利活用を図っていきます。

4 みんなで環境を守り、 いきいきと行動するまちを めざします



複雑化、広域化した環境問題に係るさまざまな課題を解決していくために、私たち一人ひとりが環境に対する認識を高め、環境保全に向けて行動していくとともに、協働の理念に基づき、持続可能な社会の構築をめざしていく必要があります。

そのため、環境に関する情報の共有や環境保全等を進める人材を育成するとともに、環境に関する子ども達の視点等も踏まえながら環境教育や環境学習を進めていきます。

5 持続可能な地域づくりの検討を すすめます



今日の環境問題に対応し、魅力的な地域を作っていくために、特定の環境分野に関する課題に対してアプローチするだけでなく、複数の要素を勘案しながら課題の解決を検討していくため、「地域循環共生圏」の考え方や「Society5.0」などに関する情報収集、今後の施策立案に向けた研究等を行っていきます。

施策（取組）の柱	市の主な取組	頁
(1)地球温暖化の防止の推進	○省エネルギー対策 ○地方公共団体実行計画策定 ○再生可能エネルギーの導入 ○森林吸収源対策	P29
(2)気候変動適応対策の推進	○気候変動適応計画に関する分野別施策の実施 ○県や近隣市町との連携	P30
(1)良好な生活環境の維持・改善に関する取組の推進	○大気環境、水質保全、土壌・地下水汚染の防止 ○放射性物質による環境汚染への対応	P32
(2)環境美化活動に関する取組の推進	○不法投棄、ポイ捨て防止 ○環境美化、清掃活動推進	P33
(3)循環型社会の構築と適正な廃棄物処理の推進	○3Rの推進によるごみの発生抑制と資源化 ○ごみ収集体制充実、広域処理 ○産業廃棄物適正処理	P33
(4)歴史・文化環境の保全と良好な都市環境の創造	○歴史・文化環境の保全 ○良好な都市環境の整備	P34
(1)森林や里地里山の保全と再生	○森林の適切な維持管理、森林資源の有効活用 ○里地里山の保全	P36
(2)水資源、水辺環境の保全	○良好な水資源の保全 ○生物多様性に配慮した水辺づくり ○水辺の親水空間の整備・保全	P37
(3)生物多様性の保全	○地域の生息生物等の調査と情報発信 ○特定外来種対策推進	P37
(1)環境保全活動の推進	○行政区や河川愛護会などとの協力 ○ボランティア団体との協力 ○事業者、学校、各種団体支援	P39
(2)環境保全活動の指導者や団体等の育成	○環境教育や環境学習、環境保全活動を行う人材や団体の育成	P39
(3)環境教育や環境学習の推進、自然とのふれあいの機会の創出	○自然観察教室、生きもの調査、環境講座の実施 ○学校における環境教育の充実	P40
(4)環境文化都市やいた創造会議の連携	○環境に関する人材育成 ○環境に関する体験学習 ○生きもの調査	P40
(5)環境に関する情報発信の充実	○生活環境や自然環境の状況の発信 ○その他環境に関する情報発信	P41
(1)持続可能な地域づくりの推進	○地域の特性に応じた持続可能な取組の検討 ○地域脱炭素化に向けた取組の検討	P42
(2)未来技術の導入促進	○未来技術導入による環境保全の取組の研究・検討	P42

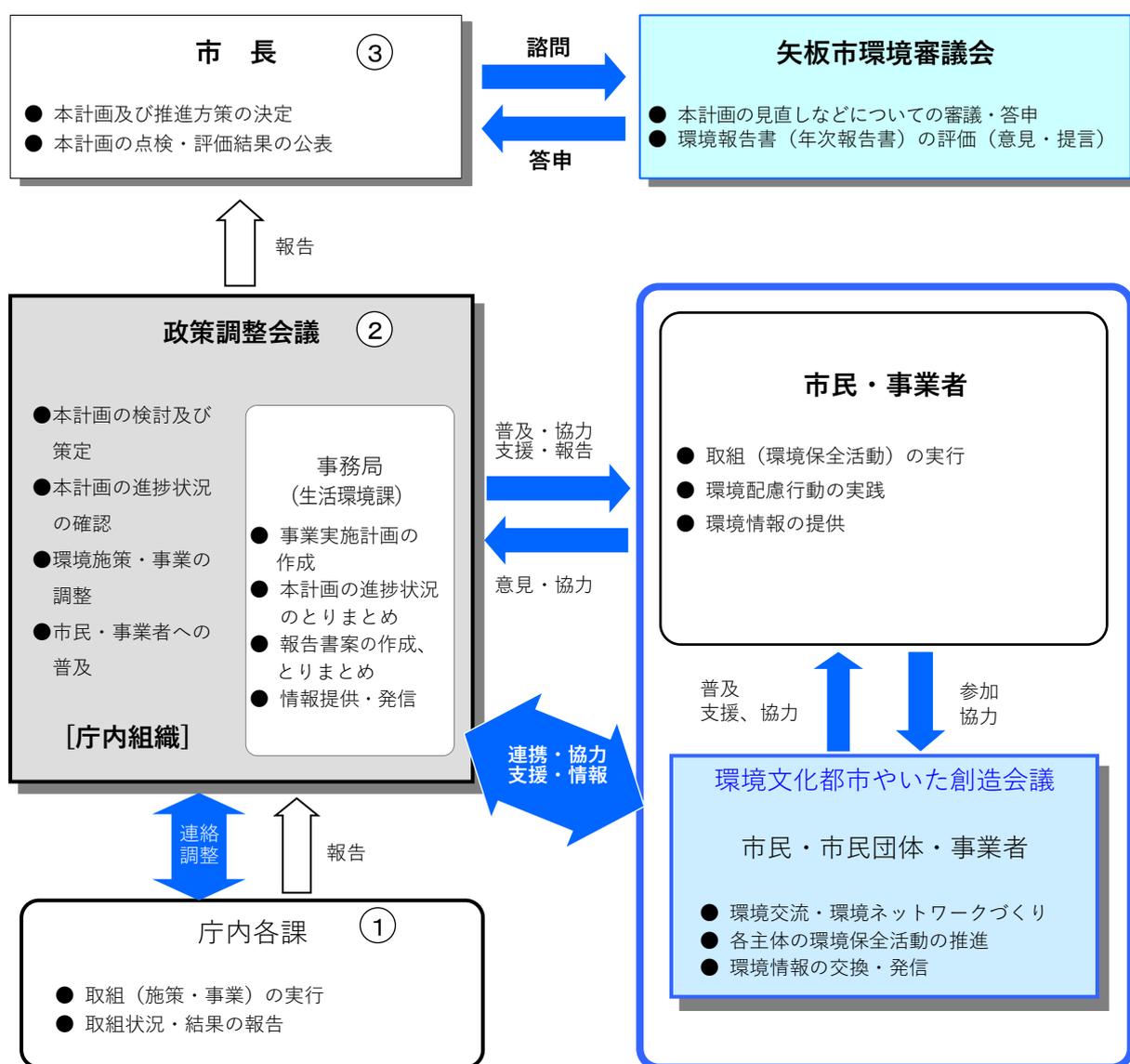
III 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

本計画に示した環境の将来像の実現や、環境の保全と創造を進めるには、市民・事業者・市のすべての主体が協働により進めなければなりません。そのため、以下の推進体制により、計画の効果的な推進と進行管理を図っていきます。

また、本計画に示した環境の保全と創造の取組状況（施策や事業の実施状況）など計画の進捗状況について点検・評価し、必要に応じて取組の見直しを行っていきます。

【 計画の推進体制 】



図中の①～③は計画の進捗管理の検討・審議の順番を示す。

■ 矢板市環境審議会

市長から諮問された計画の見直しなどについて審議及び答申を行います。また、計画推進に対する専門的知見から、政策調整会議が作成した報告書について評価や意見・提言を行います。

■ 政策調整会議

庁内での本計画に基づく環境施策の総合調整を行うとともに、計画の進捗状況を把握・整理し、環境施策・事業の調整を行います。また、本計画の改定に当たって原案を作成します。

■ 矢板市環境基本計画推進事務局（生活環境課）

本計画の進捗状況などについて、庁内各課から情報を収集・整理して報告書を作成し、政策調整会議での点検・評価と改善策の検討を行います。その結果を矢板市環境審議会に報告するとともに、市のホームページなどで本計画の進捗状況を公表します。

■ 市民

市民は環境の保全と創造に係る自主的な取組を進めていくとともに、環境文化都市やいた創造会議や市・事業者が進める本計画に掲げる取組に協力します。また、本計画の進捗状況を確認し、改善に向けた意見や提案を行います。

■ 事業者

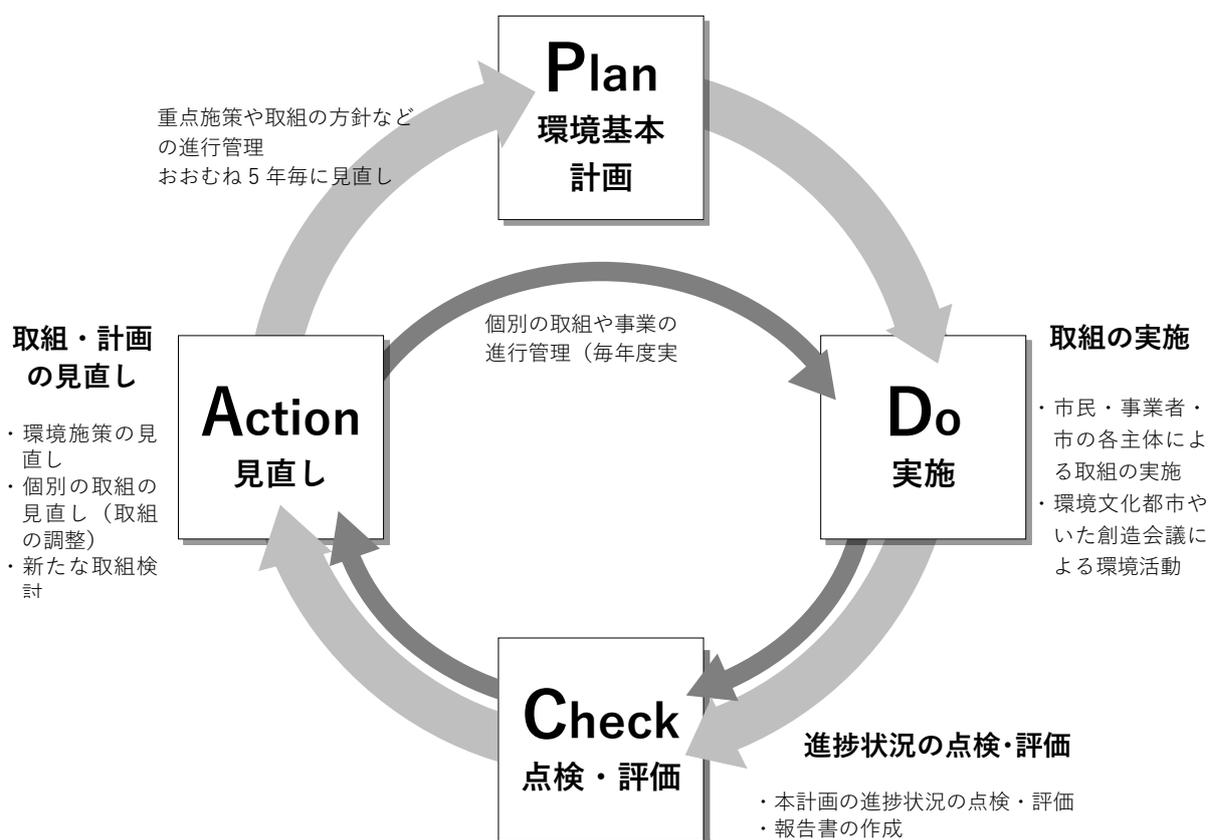
事業者は事業活動に際して主体的に環境の保全と創造に係る取組を公開し、取組を進めます。併せて、環境文化都市やいた創造会議や市・市民が進める本計画に掲げる取組に協力します。また、本計画の進捗状況を確認し、改善に向けた意見や提案を行います。

■ 環境文化都市やいた創造会議

「環境文化都市やいた創造会議」は本計画の協働による取組を推進するための中心的な役割を果たします。市と連携して、本計画の市民・事業者・関連団体へ環境の保全と創造に関する取組の啓発・普及と各主体の連携を図ります。

2 計画の進行管理に向けて

環境基本計画の進捗状況の点検・評価と継続的な改善を行うため、下図に示す PDCA サイクルによる進行管理を進め、計画の確実な展開を図っていきます。また、毎年の取組の点検・評価と見直しにより各種取組や計画推進の仕組みのレベルアップに努めていきます。



3 計画の取組を進めていくための目標指標

目標指標	現状値等	目標値等	担当課
1 気候変動に対する取組を進め、地球環境にやさしいまちをめざします			
(1)地球温暖化の防止の推進			
①省エネルギー対策に関すること			
エコ通勤デー実施時のエコ通勤者の割合	28% (R1)	40% (R13)	総務課
温室効果ガス削減	20万t (H30)	15万3千t (R12)	生活環境課
②地球温暖化対策地域計画の策定			
地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定	－ (R3)	地域温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定 (R13)	総合政策課 生活環境課
地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定	第2期計画(2005~2009)後未改定 (H22)	地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）第6期計画(2026~2030)の策定 (R13)	生活環境課
③再生可能エネルギーの導入拡大に関すること			
再生可能エネルギー導入等調査の実施	－ (R3)	再生可能エネルギー導入等調査の実施 (R13)	総合政策課 生活環境課
公共施設冷暖房設備に再生可能エネルギーを活用	－ (R3)	公共施設で冷暖房設備に再生可能エネルギーを活用 (R13)	生活環境課
再生可能エネルギーの事業者向け導入促進の周知	－ (R3)	再生可能エネルギーの事業者向け導入促進の実施 (R13)	商工観光課
営農型太陽光の許可件数（普通収穫高の8割を維持するもの） （累計）	2件 (R2)	5件 (R13)	農業委員会事務局
④森林吸収源対策に関すること			
間伐面積	601ha/5年 (H28~R2)	1,190ha/11年 (R3~R13)	農林課
(2)気候変動適応対策の推進			
①気候変動適応に関する分野別施策の実施に関すること			
気候変動適応計画の策定	－ (R3)	気候変動適応計画の策定 (R13)	総合政策課 生活環境課
②栃木県や近隣市町との連携強化に関すること			
塩谷広域行政組合及び構成市町との連携	－ (R3)	塩谷広域行政組合及び構成市町との連携実施 (R13)	生活環境課

目標指標	現状値等	目標値等	担当課
2 生活環境を維持・改善し、一人ひとりが住みよい、快適な環境のまちをめざします			
(1)良好な生活環境の維持・改善に関する取組の推進			
①大気環境、水質の保全、土壌・地下水汚染の防止等			
環境基準の達成状況	環境基準の未達成 1 地点 (R2)	環境基準未達成 0 地点 (R13)	生活環境課
汚水処理人口普及率	74.20% (R2)	95.0% (R13)	下水道課
②放射性物質による環境汚染への対応			
市内の放射線量基準達成状況	生活空間での基準を達成 (R3)	生活空間での基準の達成、維持 (R13)	生活環境課
(2)環境美化活動に関する取組の推進			
①不法投棄、ポイ捨て防止等の推進			
不法投棄監視員による回収量の減少	回収量 1,411kg (R2)	回収量 350kg (R13)	生活環境課
②環境美化、清掃活動の推進			
市内一斉清掃の実施 (基準日(5月の最終日曜日))	参加人数: 3,219 人 回収量: 300Kg (R3)	参加人数: 6,000 人 回収量: 150Kg (R13)	生活環境課
公園愛護団体(17団体)による都市公園の除草・清掃活動回数	各団体年間2回 (R2)	各団体年間2回 (R13)	都市整備課
(3)循環型社会の構築と適正な廃棄物処理の推進			
①3Rによるごみの発生抑制と資源化の推進			
ごみの排出量とリサイクル率	排出量: 854 g / 人 リサイクル率: 10.2% (R2)	排出量: 800 g / 人 リサイクル率: 20% (R13)	生活環境課
②ごみの収集体制の充実と廃棄物の広域処理の適切な推進			
高齢者世帯に対応可能な生活ゴミ出しボランティア体制の構築	— (R3)	20 人 (R13)	高齢対策課
ステーション回収品目の追加	"ステーション回収" 可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、ペットボトル、資源びん、雑かみ、新聞紙、段ボール、牛乳パック (R3)	ステーション回収品目の追加 (R13)	生活環境課
③産業廃棄物の適正処理の推進			
栃木県及び矢板警察署と連携し市内巡回等の実施	巡回等の実施 (R3)	巡回等の実施 (R13)	生活環境課

目標指標	現状値等	目標値等	担当課
(4)歴史・文化環境の保全と良好な都市環境の創造			
①歴史・文化環境の保全			
「歩き・み・ふれる歴史の道」開催回数	年間1回 (R2)	年間2回 (R13)	生涯学習課
②良好な都市環境の創造			
公共交通利用者数 (1日当たり)	56.6人 (R2)	80人以上 (R13)	総務課
空き店舗等改修補助金 件数	年間1件 (R2)	年間2件 (R13)	商工観光課
空き家バンク成約件数 (累計)	18件 (R2)	73件 (R13)	都市整備課

3 生物多様性を保全し、人と自然が共生できるまちをめざします			
(1)森林や里地里山の保全と再生			
①森林の適切な維持管理と森林資源の有効活用の促進			
造林面積	年間35ha (R2)	年間35ha (R13)	農林課
八方ヶ原観光入込数	154,000人 (R1)	250,000人 (R13)	商工観光課
②農地を含めた里地里山の保全			
駅からハイキング参加 者数	154人 (R2)	200人 (R13)	商工観光課
農地面積	2,990ha (R2)	2,970ha (R13)	農業委員会事務局
(2)水資源、水辺環境の保全			
①水源地や湧水、河川・湖沼などの良好な水環境の保全			
水生生物調査の実施	年4回8地点 (R3)	年4回8地点 (R13)	生活環境課
河川愛護団体活動実施 回数 (55団体)	各団体年間1回/年 (R3)	各団体年間1回/年 (R13)	建設課
安全な水の安定供給 (取水量)	4,700,000 m ³ (R2)	4,700,000 m ³ (R13)	水道課
②生物多様性に配慮した多自然型の水辺づくりの促進			
市管理主要河川整備率 (菅の沢川 L=1140m)	L=230m (整備完了) (R2)	590m (+360m) (R13)	建設課
③水辺の親水空間の整備や保全			
河川愛護団体活動実施 回数 (55団体) (再掲)	各団体年間1回 (R3)	各団体年間1回 (R13)	建設課
川崎城跡公園再生市民 会議による川崎城跡公 園の除草活動回数	年間3回 (R2)	年間3回 (R13)	都市整備課
(3)生物多様性の保全			
①地域の生息生物等の調査と情報の発信			
生きもの調査の実施	— (R3)	年間4回 (R13)	生活環境課

目標指標	現状値等	目標値等	担当課
天然記念物ミヤコタナゴ生息調査の実施回数	年間1回 (R2)	年間1回 (R13)	生涯学習課
②特定外来種対策の推進			
特定外来生物の未発見状態の維持・継続	未発見、未定着 (R3)	未発見、未定着状態の維持・継続 (R13)	生活環境課

4 みんなで環境を守り、いきいきと行動するまちをめざします			
(1)環境保全活動の推進			
行政区の市内一斉清掃に必要な物品等の提供回数	年間1回 (R2)	年間1回 (R13)	総務課
市民協働の活動の実施	— (R3)	年間4回 (R13)	生活環境課
道路愛護団体活動実施回数 (65 団体)	各団体年間1回 (R2)	各団体年間1回 (R13)	建設課
学校環境活動支援ボランティア数	30人 (R3)	50人 (R13)	教育総務課
(2)環境保全活動の指導者や団体等の育成			
指導者研修会の実施及び団体の育成	— (R3)	指導者研修会の実施及び団体の育成 (R13)	生活環境課
(3)環境教育や環境学習の推進、自然とのふれあいの機会の創出			
やいた健康ポイント事業参加者数 (累計)	1,065人 (R3)	3,815人 (R13)	健康増進課
小中学校への環境教育及び市民向け環境学習の実施回数等	小中学校環境教育：2校 市民向け環境学習：0回 (R3)	小中学校環境教育：全校 市民向け環境学習：年間4回 (R13)	生活環境課
観光ガイド登録者数	11人 (R3)	30人 (R13)	商工観光課
小学生向け副読本の更新	「私たちの矢板市」(R3年度版)	「私たちの矢板市」の更新	教育総務課
(4)環境文化都市やいた創造会議との連携			
環境文化都市やいたと連携した環境イベントの定期開催	0回 (R3)	年間4回 (R13)	生活環境課
(5)環境に関する情報発信の充実			
ホームページ等を利用した情報発信の実施	5件 (R3)	6件 (R13)	生活環境課

目標指標	現状値等	目標値等	担当課
5 持続可能な地域づくりの検討をすすめます			
(1)持続可能な地域づくりの推進			
研究部会若しくは検討部会の発足	－ (R3)	研究部会若しくは検討部会の発足 (R13)	生活環境課
(2)未来技術の導入促進			
研究部会若しくは検討部会の発足	－ (R3)	研究部会若しくは検討部会の発足 (R13)	生活環境課

資料編

1 矢板市環境基本条例

矢板市環境基本条例

平成 25 年 6 月 24 日

矢板市条例第 20 号

私たちは、いにしえより先人たちが、守り育んできた優れた自然環境、築いてきた伝統、培われてきた文化や産業を更に発展させ、「矢板市に住んでよかった」と思えるまちとして、先に制定した矢板市環境都市宣言（平成 21 年矢板市告示第 132 号）を基本理念とし、高原山のふもとに広がるこの素晴らしい自然を将来の世代に引き継ぐため、市民、事業者及び市が一体となって環境の保全とより良い環境の創造に取り組むことを実践するための、基本となる事項を定める必要がある。

そのためには、矢板市まちづくり基本条例（平成 23 年矢板市条例第 5 号）を踏まえて、市民、事業者及び市が、環境の保全及び創造という共通の目的実現に向けて、協働の精神を発揮し、それぞれの役割と責務のもとで相互の立場を尊重し、将来の矢板市の安全かつ安心を目指していくためにこの条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造の施策の基本となる事項を定めることにより、市民、事業者及び市が協働の精神に基づきそれに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康及び安全かつ安心で文化的な生活並びに豊かで潤いのある自然環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全及び創造上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境の保全及び創造 環境の自然的構成要素（大気、水、土壌、生物等をいう。）及び文化的構成要素（文化財、歴史的建造物等をいう。）の保護及び整備を図ることによって、これらを良好な状態に保持し、又は創造し、過去に損なわれた自然環境を再生し、及び修復することをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、大気や水の汚染、野生生物の種の減少、放射性物質や化学物質による汚染その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全及び創造上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る

被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、全ての市民が健康で安全かつ安心して文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを維持し、向上させ、かつ、将来の世代に継承することができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、豊かな自然を守り、育て、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、公害等に見られるように、自然の復元力には限界があることを認識し、資源の有効利用により環境への負荷の少ない循環型社会を構築することを目的として、市民、事業者及び市がそれぞれの責任に応じた役割分担の下に、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることを市民、事業者及び市が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、その日常生活における資源及びエネルギーの有効活用、廃棄物の排出の抑制並びに生活排水の水質改善に取り組むことにより、環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境保全活動及び環境に関する学習への積極的な参加に努めるものとする。

3 市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、環境保全型の事業活動の積極的な実施に努めるものとする。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の削減等により環境への負荷を低減させるよう努めるとともに、事業活動により生じた廃棄物については、これを適正に処理するものとする。

3 事業者は、地域の環境美化活動その他の環境保全活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

2 市は、自らが策定し、実施する施策に当たっては、市域のみならず、近隣の市町を含めた広域的な観点に立ち、優良な環境の保全を優先するとともに、率先して環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 市は、市民及び事業者の自主的な環境保全活動等への支援に必要な措置を講ずるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本方針として、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 放射性物質による汚染などを含む公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境を良好な状態に

保つことにより、市民の健康の保護及び市民の快適な住環境の創造に努めること。

- (2) 森林、農地、河川、湖沼、湿地等における多様な環境が後退しないよう適正に保全し、生物の多様性の確保及び人と自然との共生の確保を図ること。
- (3) 地域の特性が生かされた自然景観及び歴史的文化的景観を良好に保全し、人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境の保全及び創造を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の再生利用、自然エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進等により、環境への負荷の低減に資する循環型社会の形成を図ること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等による地球環境の保全に貢献すること。
- (6) 市民、事業者及び市が協働して環境の保全及び創造に取り組むこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するため必要な措置を講ずるとともに、矢板市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年度、環境基本計画に基づく施策の進捗状況に関する報告書を作成し、公表するものとする。

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、必要に応じて規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造を図る上で支障となる行為に対して、指導、助言及び勧告等の措置を講ずるものとする。

(協定の締結)

第11条 市長は、環境の保全及び創造を推進するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(環境に配慮した施設の整備)

第12条 市は、公共的施設の整備に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するものとする。

2 市は、地域の特性を生かした公園、緑地、自然と調和した魅力ある景観等を整備し、かつ、これらの健全な利用を図るものとする。

(環境教育の推進)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深め、これに関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境教育の推進に努めるものとする。

(自主的活動の促進)

第 14 条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境保全活動を支援するものとする。

(調査等の体制の整備)

第 15 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視等の体制を整備し、環境の状況の的確な把握に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 17 条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を収集し、個人及び法人の権利利益の保護に配慮したうえで、市民及び事業者適切に提供し、情報の共有に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 18 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全及び創造に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(推進体制の整備)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な整備及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(環境審議会)

第 20 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、矢板市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) その他環境の保全及び創造に関する基本的な事項

3 審議会は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(矢板市環境審議会条例の廃止)

2 矢板市環境審議会条例（平成 12 年矢板市条例第 12 号）は、廃止する。

2 矢板市環境基本計画策定経過

年	月日	
令和 3年	11月17日	矢板市環境基本計画策定検討部会（第1回）
	12月8日 ～12月24日	市内小中学生アンケート （対象：小学6年生及び中学3年生全員） 市民・事業者アンケート （対象：18歳以上の市民1,000名、200事業所）
	12月15日	矢板市環境基本計画策定検討部会（第2回）
令和 4年	1月11日	矢板市環境基本計画策定検討部会（第3回）
	1月14日	矢板市環境基本計画政策調整会議幹事会（第1回）
	1月27日	矢板市環境基本計画政策調整会議（第1回）
	2月7日	矢板市環境審議会（第1回）
	2月9日 ～3月8日	矢板市環境基本計画（案）に関するパブリックコメント
	3月10日	矢板市環境基本計画政策調整会議幹事会（第2回）
	3月25日	矢板市環境基本計画政策調整会議（第2回）
	3月30日	矢板市環境審議会（第2回）
	3月30日	矢板市環境基本計画の策定について（答申）

3 諮問・答申

1 諮問書

矢生環第113号
令和4年1月24日

矢板市環境審議会 御中

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市環境基本計画の策定について（諮問）

本市の環境基本計画につきましては、矢板市環境基本条例に基づき、平成27年度から平成36年度（令和6年度）までの10年間の計画として策定いたしました。

しかしながら、近年の地球温暖化対策等「環境」を取り巻く社会情勢の大きな変化が生じていることに鑑み、令和4年度を初年度とする環境基本計画を策定することについて、環境基本条例第8条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

2 答申書

令和4年3月30日

矢板市長 齋藤 淳一郎 様

矢板市環境審議会
会長 飯郷 雅之

矢板市環境基本計画の策定について（答申）

令和4年1月24日付け矢生環第113号で諮問のありました、矢板市環境基本計画の策定について審議を重ねた結果、次の意見を付して別紙を了承する旨、答申します。

今後も全庁が協力し、矢板市環境基本計画に定めた目標の達成に努められることを期待します。

4 矢板市環境審議会

職名	氏名	区分	役職等
会長	飯 郷 雅 之	学識経験者	宇都宮大学 教授
副会長	花 塚 猛 男	関係団体の役職員	矢板市区長会 理事
委員	横 塚 順 一	学識経験者	副市長
	高 瀬 由 子	学識経験者	市議会議員
	手 塚 有 久	関係団体の役職員	県北環境森林事務所 環境部長
	星 野 晃 秀	関係団体の役職員	矢板土木事務所 所長
	築 瀬 のり子	関係団体の役職員	矢板市小中学校校長会 副会長
	福 田 博 光	関係団体の役職員	塩野谷農業協同組合 理事
	村 山 博 充	関係団体の役職員	たかはら森林組合 業務課長
	東 泉 清 壽	関係団体の役職員	矢板市商工会 会長
	中 嶋 加代子	関係団体の役職員	女性団体連絡協議会 会長
	本 橋 愛 実	公募委員	
栗 原 源 子	公募委員		

5 矢板市環境基本計画政策調整会議

(氏名略)

職名	役職等	備考
会 長	市 長	
副会長	副市長	
委員	教育長	
	総合政策部長	
	総務部長	
	健康福祉部長	
	市民生活部長	
	経済建設部長	
	議会事務局長	
	教育部長	
	国体・スポーツ局長	
	上下水道事務所長	

6 矢板市環境基本計画政策調整会議幹事会

(氏名略)

職名	役職等	備考
会 長	総合政策課長	
委 員	デジタル戦略課長	
	秘書広報課長	
	税務課長	
	高齢対策課長	
	子ども課長	
	健康増進課長	
	市民課長	
	農林課長	
	商工観光課長	
	都市整備課長	
	地籍整備課長	
	出納室長	
	生涯学習課長	
	監査委員事務局長	
下水道課長		

7 矢板市環境基本計画策定検討部会

(氏名略)

職名	役職等	備考
部会長	総合政策課長	
委員	総合政策課 課長補佐	
	総務課 課長補佐	
	高齢対策課 課長補佐	
	子ども課 課長補佐	
	健康増進課 課長補佐	
	生活環境課 課長補佐	
	農林課 課長補佐	
	商工観光課 課長補佐	
	建設課 課長補佐	
	都市整備課 課長補佐	
	教育総務課 課長補佐	
	生涯学習課 課長補佐	
	農業委員会事務局 局長補佐	
	水道課 課長補佐	
下水道課 課長補佐		

8 用語の説明

<A>

・A類型（水質）

河川における生活環境の保全に関する環境基準の類型のひとつ。AA から E 類型までの 6 類型がある。A 類型の河川は、水道 2 級、水産 1 級、水浴の利用に適応した環境基準が定められ、次の基準を維持することが望まれている。

水素イオン濃度指数(pH)6.5 以上 8.5 以下
生物学的酸素要求量(BOD) 2 mg/ℓ 以下
浮遊物質濃度(SS)25mg/L 以下
溶存酸素量(DO)7.5mg/ℓ 以上
大腸菌群数 1,000MPN/100mℓ 以下

・BEMS（ビルエネルギー・マネジメントシステム）

※「エネルギー・マネジメントシステム（EMS）」を参照

・BOD（生物学的酸素要求量）

〈Biochemical Oxygen Demand〉

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川などの汚濁を示す代表的な指標。

<C>

・CEMS（コミュニティ・エネルギー・マネジメント・システム）

〈Community Energy Management System〉

地域やコミュニティ内における太陽光などの再生可能エネルギーを含む発電所での電力供給量と家庭やビルなどの電力需要を総合的に管理するエネルギー管理システムのこと。

・COOL CHOICE

CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしようという取組のこと。

<E>

・ESD（持続可能な開発のための教育）

〈Education for Sustainable Development〉

気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を目指して行う学習・教育活動のこと。

<H>

・HEMS（ホームエネルギー・マネジメントシステム）

※「エネルギー・マネジメントシステム（EMS）」参照

<I>

・IPCC

〈Intergovernmental Panel on Climate Change〉

国連気候変動に関する政府間パネルのこと。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

<P>

・PM2.5（微小粒子状物質）

PM は、粒子状物質（Particulate Matter）のこと。大気中に存在する粒子状物質のうちで粒子の直径（粒径）が 2.5 マイクロメートル μm 以下の非常に細かな粒子のこと。（ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の一）。微小粒子状物質ということもある。

大気汚染の原因物質の一つで、従来の環境基準では $10\mu\text{m}$ の SPM（浮遊粒子状物質）について定めていたが、より小さな浮遊粒子状物質の方が人体への影響が大きいとして、平成 21（2009）年に環境基準が定められた。

・PRTR制度（PRTR法）

〈Pollutant Release and Transfer Register〉

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年）に基づく化学物質排出移動量届出制度のことで、PRTR 制度と PRTR 法と呼ばれる。

PRTR 制度は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量、廃棄物に含まれ

て事業所外への移動量を事業者が自ら把握し、都道府県経由で国に届け出る、国は届出データや推計に基づき排出量・移動量を集計し公表する制度

<Z>

・ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

〈Net Zero Energy Building〉

ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

〈Net Zero Energy House〉

外皮の断熱性能を大幅に向上させるとともに高効率な設備システムの導入により、快適な室内環境を実現しながら大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

<あ>

・エネルギーマネジメントシステム (EMS)

〈Energy Management System〉

ICT (情報通信技術) を用いて、建物や施設などのエネルギー使用量を管理し、最適化するコンピュータシステムのこと。照明や空調などのエネルギー設備を自動的に監視・制御し、建物内のエネルギー使用状況を一元的に把握、需要予測に基づいて設備機器の制御を行い、エネルギー使用量の最小化を図っていくシステム。

HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム) は住宅用のエネルギー管理システムで、通称“へムス”という。

BEMS (ビルエネルギーマネジメントシステム) は、商業用・業務用ビルのエネルギー管理システムのこと、通称“べムス”という。

※関連用語: 「スマートハウス」参照

・オゾン層破壊

成層圏に存在するオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っている。このオゾン層がフロンなどの化学物質などにより破壊されること。

地上に到達する紫外線の量が増えると、皮膚がんや白内障といった病気の発症、免疫機能の低下など人の健康に影響を与えるほか、陸地や水中の生態系に悪影響を及ぼす。オゾン層の保護に向けて、ウィーン条約やモントリオール議定書が採択され、フロン類の製造使用の禁止・制限などが定められた。日本では昭和63 (1988) 年にオゾン層保護法、平成13 (2001) 年にフロン回収・破壊法が制定された。

・オンサイト PPA

〈Power Purchase Agreement (電力購入契約) 〉

発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理した上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組みのこと。

・温室効果ガス 〈Greenhouse Gas/略称 GHG〉

大気中の二酸化炭素やメタンなど太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める効果があるガスのこと。平成9 (1997) 年の第三回気候変動枠組条約締約国会議 (COP3) で採択された京都議定書では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、代替フロン等 3 ガス (HFC、PFC、SF₆) が削減対象の温室効果ガスと定められた。

<か>

・カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理による吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

・外来種

〈Invasive Alien Species、alien species、invasive species〉

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。移入種、帰化種、侵入種ともいわれる。外来種に対して、従来からその地域で生息・生育するものは「在来種」といわれる。

・環境基準

環境基本法第16条で「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標のこと。公害発生源を直接規制するための基準 (規制基準) とは異なる。

・環境基本法

平成5 (1993) 年に制定された法律で、それまでの公害対策基本法や自然環境保全法では対応に限界があるとの認識から制定された環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律。

基本理念として、環境の恵沢の享受と継承、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進などが掲げられている。

・環境教育・環境学習

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境の保全に対して責任ある行動がとれるようにすることを目的として、環境に関することを学ぶこと。

平成 15 (2003) 年 7 月に成立した環境教育推進法 (環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律) では、「環境教育」とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習と定義。

・環境の保全及び創造 (矢板市環境基本条例より)

環境の自然的構成要素(大気、水、土壌、生物など)、文化的構成要素(文化財、歴史的建造物など)の保護及び整備を図ることによって、これらを良好な状態に保持し、又は創造し、過去に損なわれた自然環境を再生し、修復すること。

・環境パートナーシップ

〈Environmental Partnership〉

行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。

・環境美化 (環境美化活動)

地域の美観を保つための活動のことで、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組全般をいう。ゴミ拾いなどの清掃活動をいうこともあるが、地球温暖化防止や自然環境保護などにつながる地域の緑化や花づくり活動、まちづくりなど身近で幅広い取組のことをいう。

・環境負荷 (環境への負荷)

(矢板市環境基本条例より)

人の活動により環境に加えられる影響のことで、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをさす。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

・環境文化 (文化環境)

明確な定義はないが、環境は地域の自然や社会・文化、人間にさまざまな恩恵や影響をもたらしてきている反面、人間の文明的な営みにより長い時間をかけて形成されてきている。そのため、環境は人間が創り上げてきた文化・文明の全てであるともいえ、こうした視点に立ち、環境を文化として捉えていくことが「環境文化」と言われている。そして「環境文化」の視点から、自然との共生のあり方や今日のさまざまな環境問題の解決に役立て、文化を創造していくことも含まれる。

それぞれの地域における現在の社会・文化は、

地域の自然、歴史・文化などの環境が基礎となつて成立しており、こうした地域の個性を「文化環境」ということもある。

・環境報告書

一般的には、企業などが環境に配慮して行った内容を環境業績としてまとめ、公表する報告書のこと。対外的に情報の共有と対話を図っていくためのツールとしての目的と、企業内部で環境マネジメントシステムにおける現状の見直しや目標設定などをおこなうツールとして作成される。

矢板市では環境基本条例において、市長が計画に掲げられた取組の実施状況などを報告書としてまとめて公表していくことが義務づけられている。

・環境保全型農業

「環境保全型農業推進の基本的考え方」(平成 6 (1994) 年農林水産省環境保全型農業推進本部)では、農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことと定義している。

・環境リスク 〈Environmental Risk〉

人の活動によって生じた環境の汚染や変化(環境負荷)が、環境のある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性(おそれ)のこと。また、そうして引き起こされた環境汚染によって被害補償を求められる可能性を指すこともある。

・環境リーダー 〈Environmental Leaders〉

別名、エコリーダーともいう。一般的には、環境問題について関心をもち、知識を得るにとどまらず、環境保全のためのスキルを習得し、自ら行動するとともに、職場や地域社会においてリーダーシップを発揮し得る人のこと。

地域環境リーダーやエコリーダーと言われるように、地域によって位置づけは違っている。栃木県では、県版環境学習プログラム「明日をつくる子どもたちの環境学習」の内容に沿った指導・助言を行う人材をいう。

・かん養 (涵養)

「涵」は「ひたす」の意味で、水が自然にしみこむように少しずつ養い育てること。

・空間放射線量

空間に存在する放射線の単位時間あたりの量のこと。サーベイメーター(放射線の量を測定する携帯用の装置)やモニタリングポスト(大気中の放射線量を自動観測する設備)によって測定される。

・公害 (矢板市環境基本条例より)

環境の保全及び創造上の支障のうち、事業活動

その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。

・ **光化学オキシダント** 〈Photochemical Oxidant〉、
光化学スモッグ注意報

工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質のこと。

日差しが強く、気温が高く、風が弱い日などに高濃度になりやすく、目やのどに刺激を与え、目がチカチカする、のどが痛いなどの健康被害がみられることがあり、都道府県が注意報などを発令し、市町村が迅速に周知することになっている。

・ **コンパクトなまちづくり**

コンパクトシティ(集約都市)のことで、都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型まちづくりをいう。拡散した都市機能の集約と生活圏の再構築を進め、効率的なまちづくりと中心市街地の活性化による街のにぎわいを再生する目的がある。

＜さ＞

・ **再生可能エネルギー**

資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーをいう。

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス(持続可能な範囲で利用する場合)が再生可能エネルギーと規定されている。

・ **里地里山(里山)**

一般的には、主に二次林を里山、それに農地などを含めた地域を里地ということが多い。また、全てを含む概念として「里地里山」といわれる。

環境省では「都市域と原生的自然との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念」と定義している。

・ **3R(サンアール)**

※「3R(スリーアール)」参照

・ **指定廃棄物**

福島第一原子力発電所の事故に伴い大気中に放出された放射性物質により汚染されたごみの焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、稲わらや堆肥などの廃棄物のうち、一定濃度(1キログラム当たり8,000ベクレル)を超えた廃棄物のこと。指定廃棄物は国の責任のもとに適切な方法で処理することが決まっている。

・ **省エネ(省エネルギーの略)**

より少ないエネルギーで同じ社会的・経済的効果を得られる様にする。使っていない家電の主電源を切る、温度・照度の設定の見直しやクールビズ・ウォームビズの取組、建物の断熱化、省エネ性能の高い設備や家電への切り替えなど、消費エネルギーをできるだけ節約ことを指す。

・ **循環型社会**

資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた地域社会のこと。

・ **スマートハウス(Smart house)**

スマートホームともいう。エネルギーマネジメントシステムを導入し、電気などのエネルギーの使用状況を監視し、家電などの制御を行うことによりエネルギーの賢い(スマートな)使用を図り、節電など省エネが行われている住宅をいう。

・ **3R(スリーアール)**

ごみ減量の行動理念である次の3つの頭文字(R)をとった活動のこと。次の順番で取り組むことにより、ごみを減らす効果がある。

・ **リデュース(Reduce)** : ごみの発生抑制

ごみになりそうなものは買う量・使う量ともに減らしていくこと。

・ **リユース(Reuse)** : 再使用

使って不要になった製品や部品を再び使うこと。

・ **リサイクル(Recycle)** : 再資源化

リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用すること。

3Rに「リフューズ(Refuse=ごみになるものを買わない、もらわない)」を加えて「4R」、さらに「リペア(Repair=修理して長く使う)」を加えて「5R」という場合もある。

・ **生活排水**

台所や風呂場、洗濯などから排出される生活雑排水など、家庭から流れ出る水の総称のこと。

・ **生態系(Ecosystem)**

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

・ **生物多様性（生物の多様性）** 〈Biodiversity〉

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のこと。生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでも含めた幅広い概念。

・ **生物多様性アドバイザー**（栃木県の制度）

「生物多様性とちぎ戦略」（平成 22（2010）年 9 月策定）で定められた生物多様性の普及啓発や保全活動への助言を行う人材をいう。地域や企業の社会貢献活動として行う生物多様性保全活動への助言、地域で取り組む鳥獣管理対策への助言、県内の自然環境や野生動植物の分布、生息・生育状況に関する助言、生物多様性に関する普及啓発を行う。

・ **絶滅危惧種**

〈Endangered Species Threatened Species〉

さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している生物の種のこと。環境省のレッドデータブックでは絶滅の危機に瀕している種（絶滅危惧 I 類）と絶滅の危機が増大している種（絶滅危惧 II 類）に位置づけられた種が絶滅危惧種となっている。

※「レッドデータ、レッドリスト」参照

・ **ゼロエミッション** 〈Zero Emission〉

平成 6（1994）年に国連大学が提唱した、人間の経済活動による自然界への排出をゼロにする仕組みを構築する概念。

一般的には、あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムのことで、狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすることを指す。

＜た＞

・ **地域循環共生圏**

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにおいて、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。国の第 5 次環境基本計画で提唱された。

・ **地球温暖化** 〈Global Warming〉

※「温室効果ガス」参照

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）を

はじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、その結果、地球規模での地球表面の温度が上昇すること。

・ **地球環境保全**（矢板市環境基本条例より）

人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、大気や水の汚染、野生生物の種の減少、放射性物質や化学物質による汚染その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

・ **地球環境問題**

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、熱帯林の減少、砂漠化、海洋汚染、野生生物種の減少、有害廃棄物の越境移動及び開発途上国の公害問題などの問題に分類され、被害や影響が一国内にはとどまらず、地球規模で広がる環境問題のこと。

・ **地産地消**

地域生産地域消費の略。地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

環境面からは、生産物の輸送距離が短くエネルギー消費が少ないなど環境負荷の低減をはじめ、有機農業や環境保全型農業の推進、生産者の顔が見え、安心して使えるなどのメリットがある。

・ **低炭素社会**

地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会のこと。

・ **電力のピークシフト**

蓄電設備や夜間電力の活用などにより、電力需要が最大になる時間を他の時間帯にずらすこと。

・ **特定外来種**

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、平成 16（2004）年）によって規定された生物を指す。国は必要に応じて被害防止のために防除を行うことが既定されている。

※「外来種」参照

＜は＞

・ **バイオマス（バイオマス資源）** 〈Biomass〉

生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称。具体的には農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなどを指す。

<ま>

・モニタリング〈Monitoring〉

人間活動による環境への影響や変化を長期間にわたって監視・追跡していくために行われる観測や調査のこと。継続監視ともいわれる。

<や>

・矢板市環境家計簿

日常生活における電気やガス、ガソリンの毎月の消費量などを、請求書や領収書の値をもとに入力すると、毎月のCO2排出量などが自動的に算出でき、月ごとの排出量や削減量など地球温暖化防止への貢献度合いが把握できるシートのこと。市のホームページで提供している。

・有害大気汚染物質(HAPs)

〈Hazardous Air Pollutants〉

「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」（大気汚染防止法 第2条第13項）で、硫黄酸化物や塩素などのばい煙や石綿などの特定粉じんは除外される。平成22（2010）年10月15日中央環境審議会第九次答申で有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質248物質、優先取組物質として23物質が選定されている。

また、「有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの」を指定物質とし、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質が指定されている。ダイオキシン類は「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定に伴い除外されている。

<ら>

・レッドリスト、レッドデータブック

〈Red List〉 〈Red Data Book〉

※「絶滅危惧種」を参照

レッドデータブックは、絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本のこと。レッドリストは、レッドデータブックに記載された絶滅の恐れのある種のこと。

矢板市環境基本計画（令和4年3月）

矢板市市民生活部生活環境課

矢板市総合政策部総合政策課

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

（生活環境課）TEL：0287-43-6755 FAX：0287-43-7501

（総合政策課）TEL：0287-43-1112 FAX：0287-43-2292